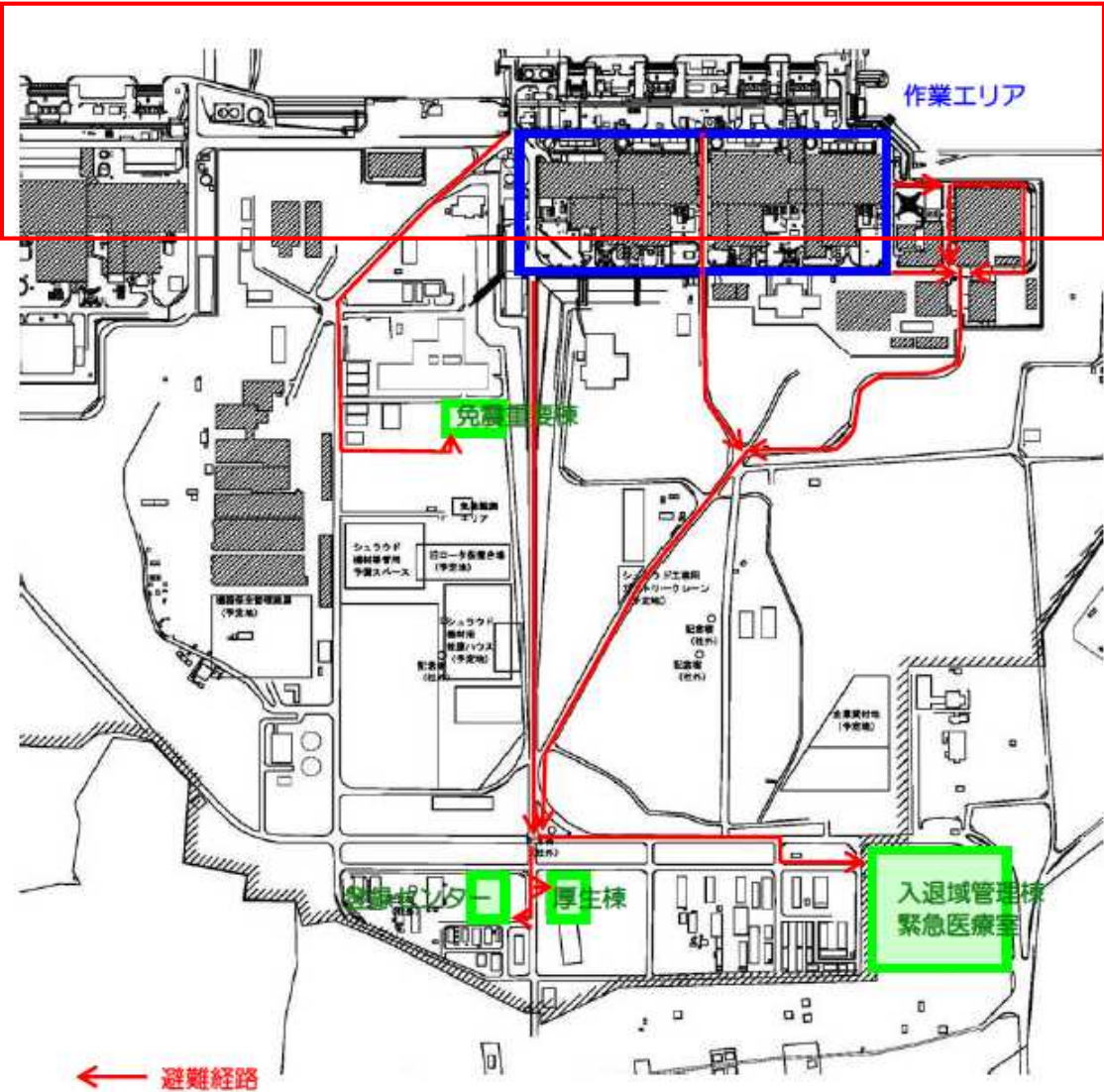
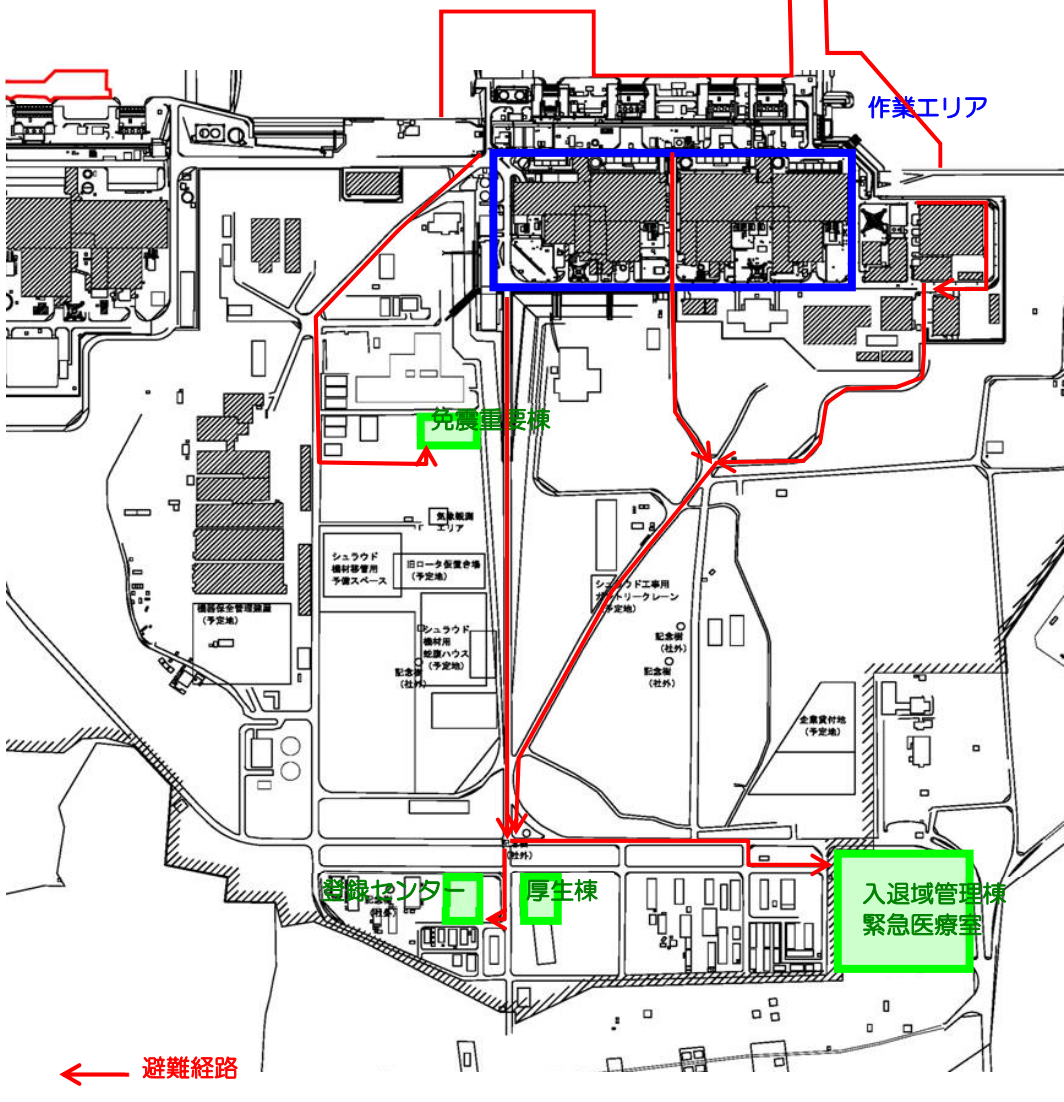
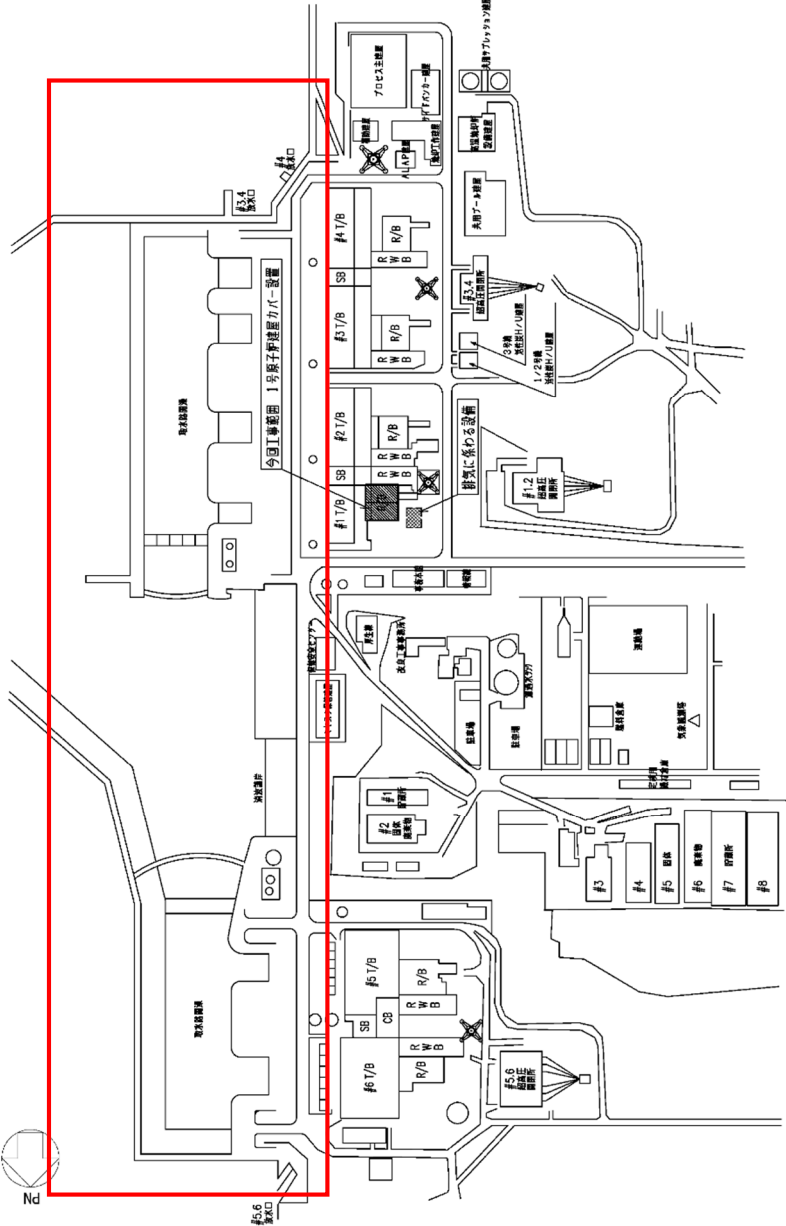
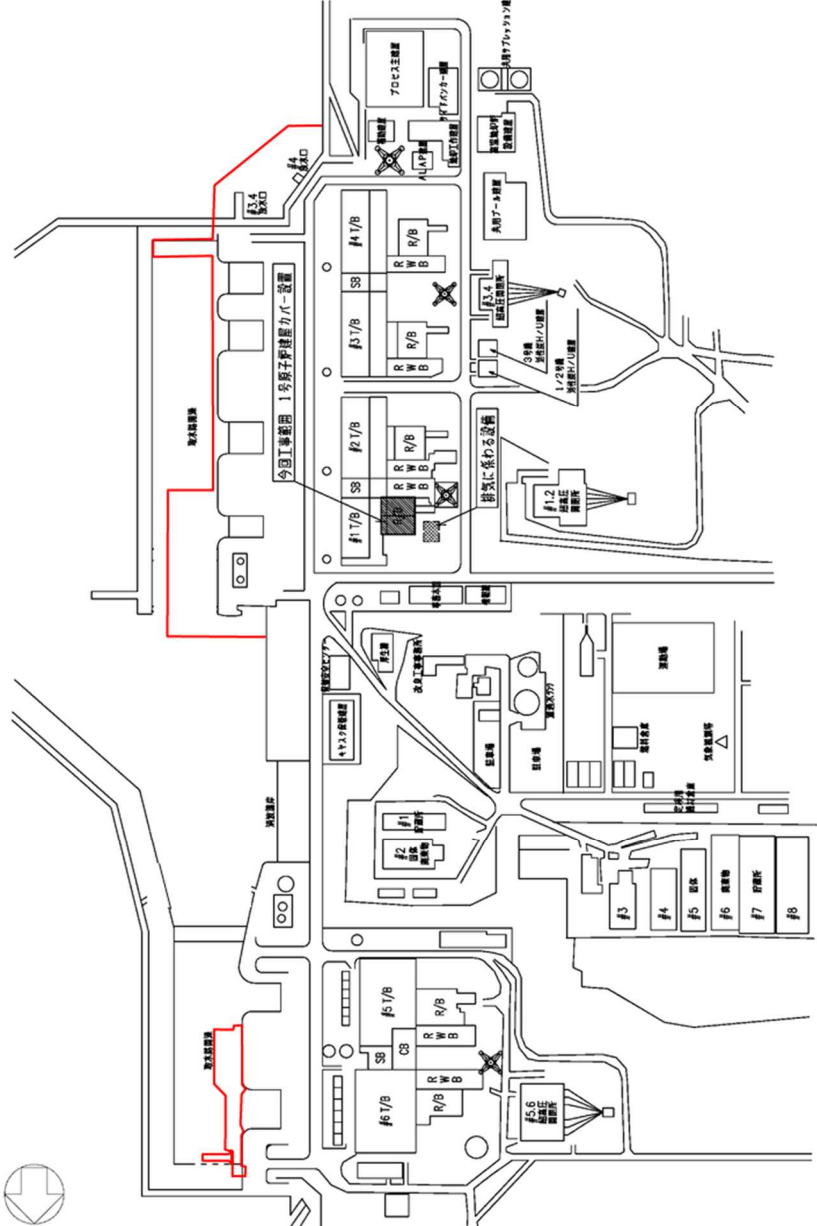
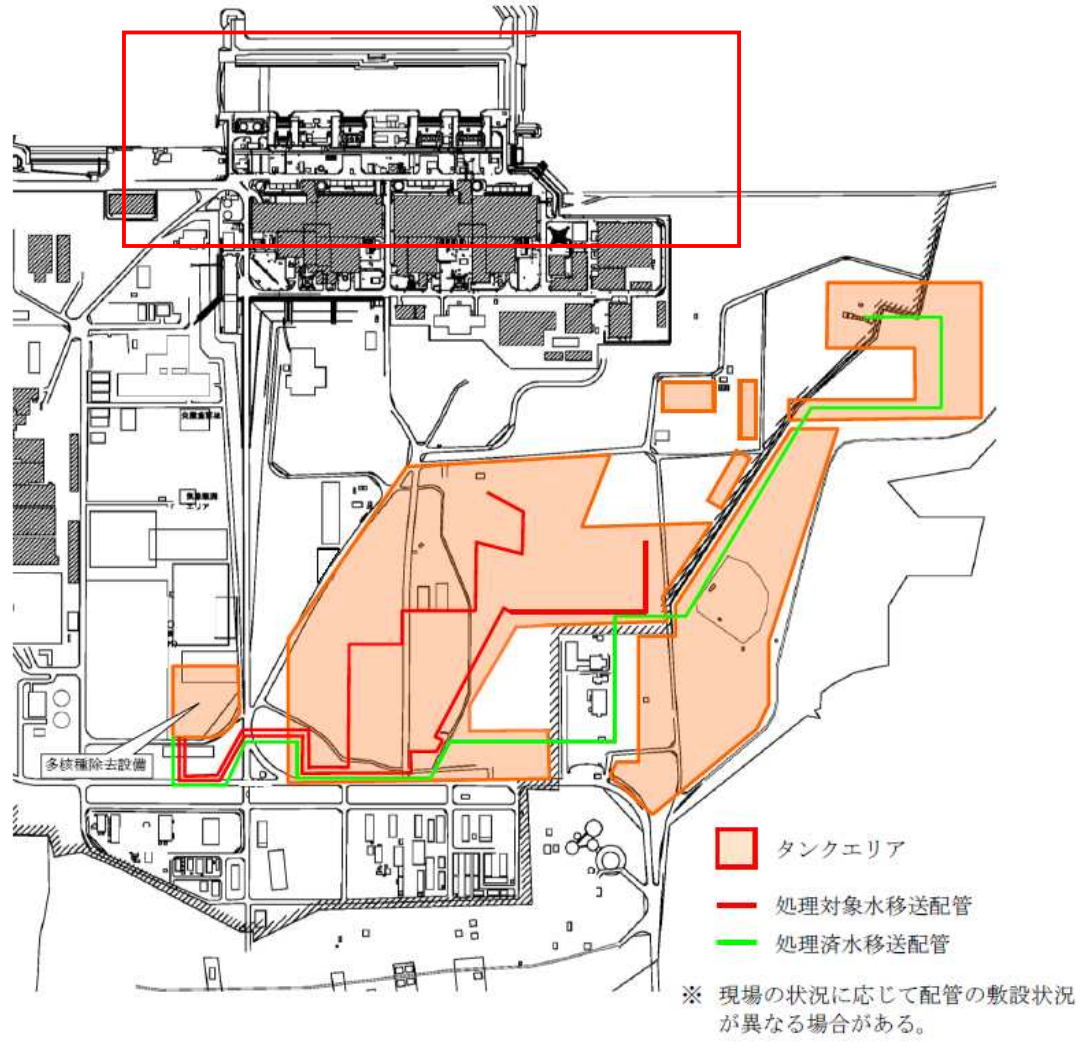
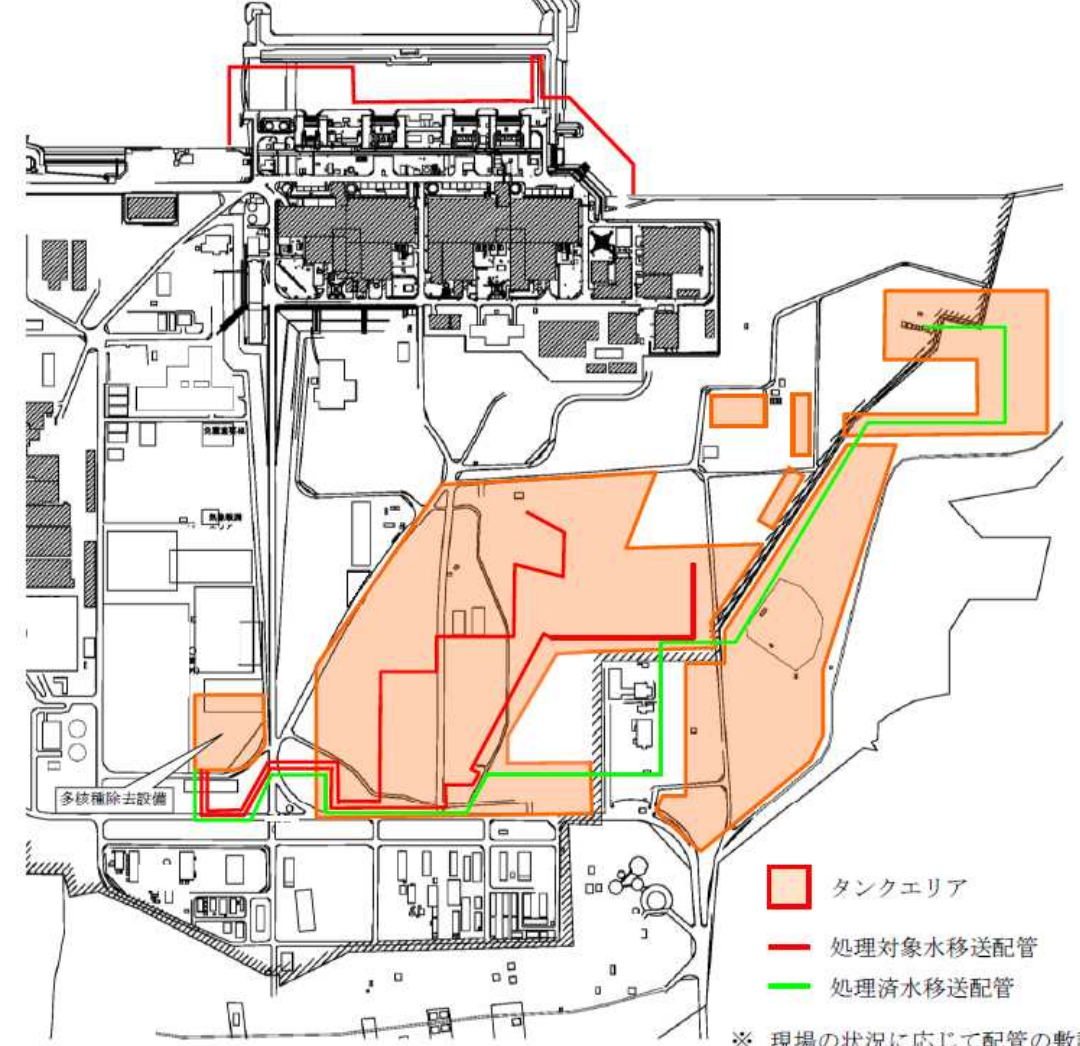


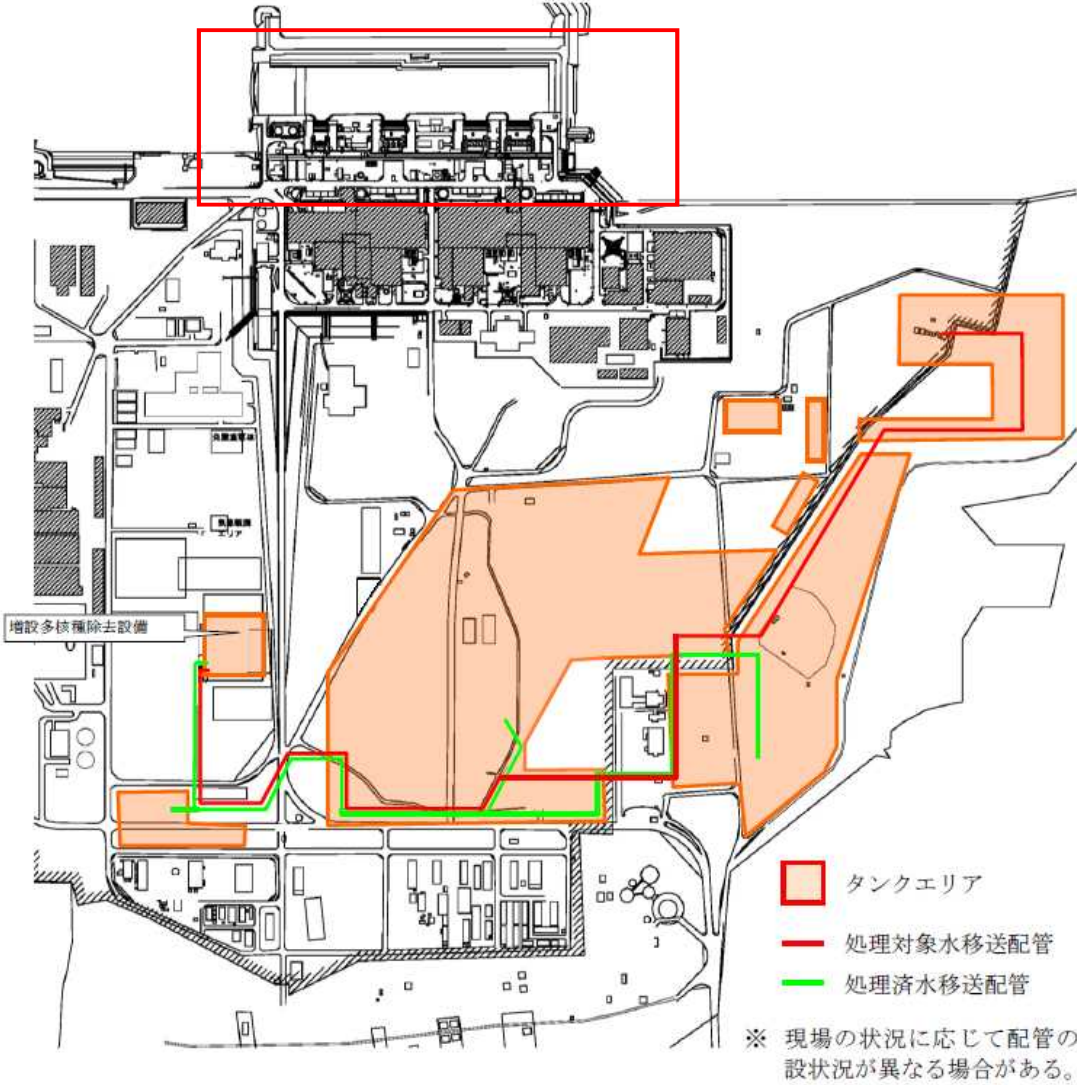
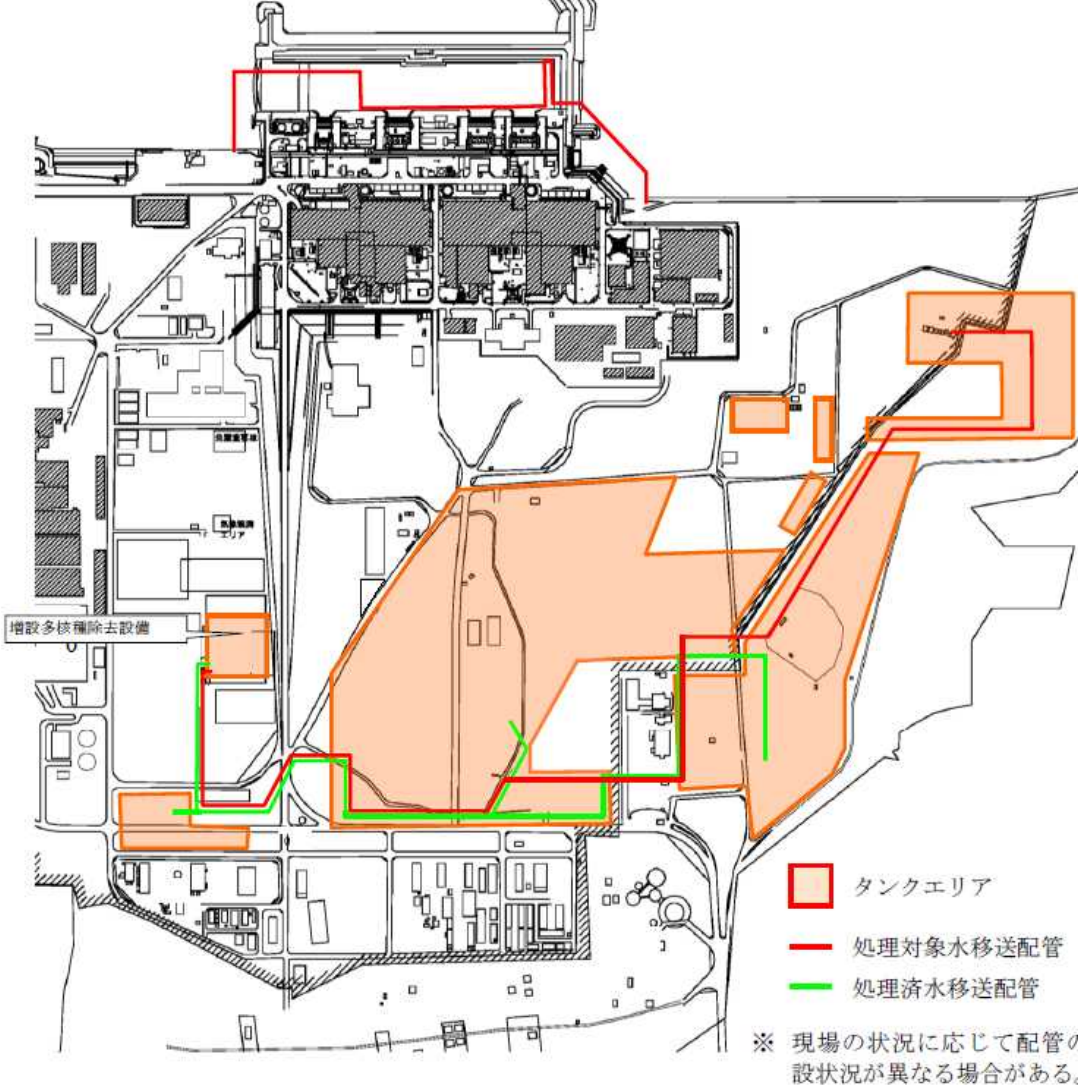
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
1.14 設計上の考慮 (中略) 添付資料-1 船舶の衝突影響評価について (中略) 図－4 5,6号機の取水方法 (以下、省略)	1.14 設計上の考慮 (中略) 添付資料-1 船舶の衝突影響評価について (中略) 図－4 5,6号機の取水方法 (以下、省略)	重機足場、浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更 港湾外取水イメージ(A－A断面)の断面位置を追加(記載の適正化)

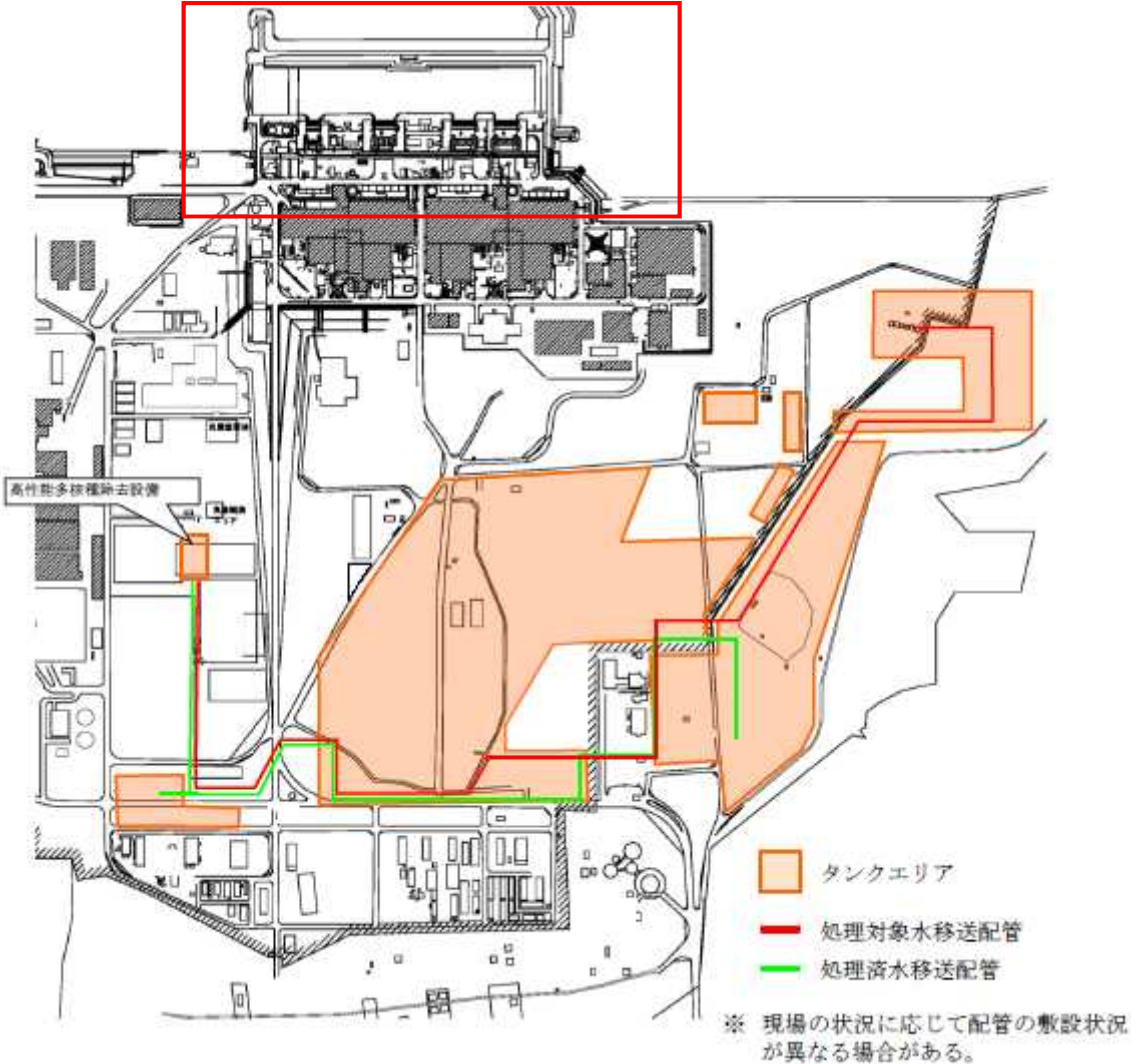
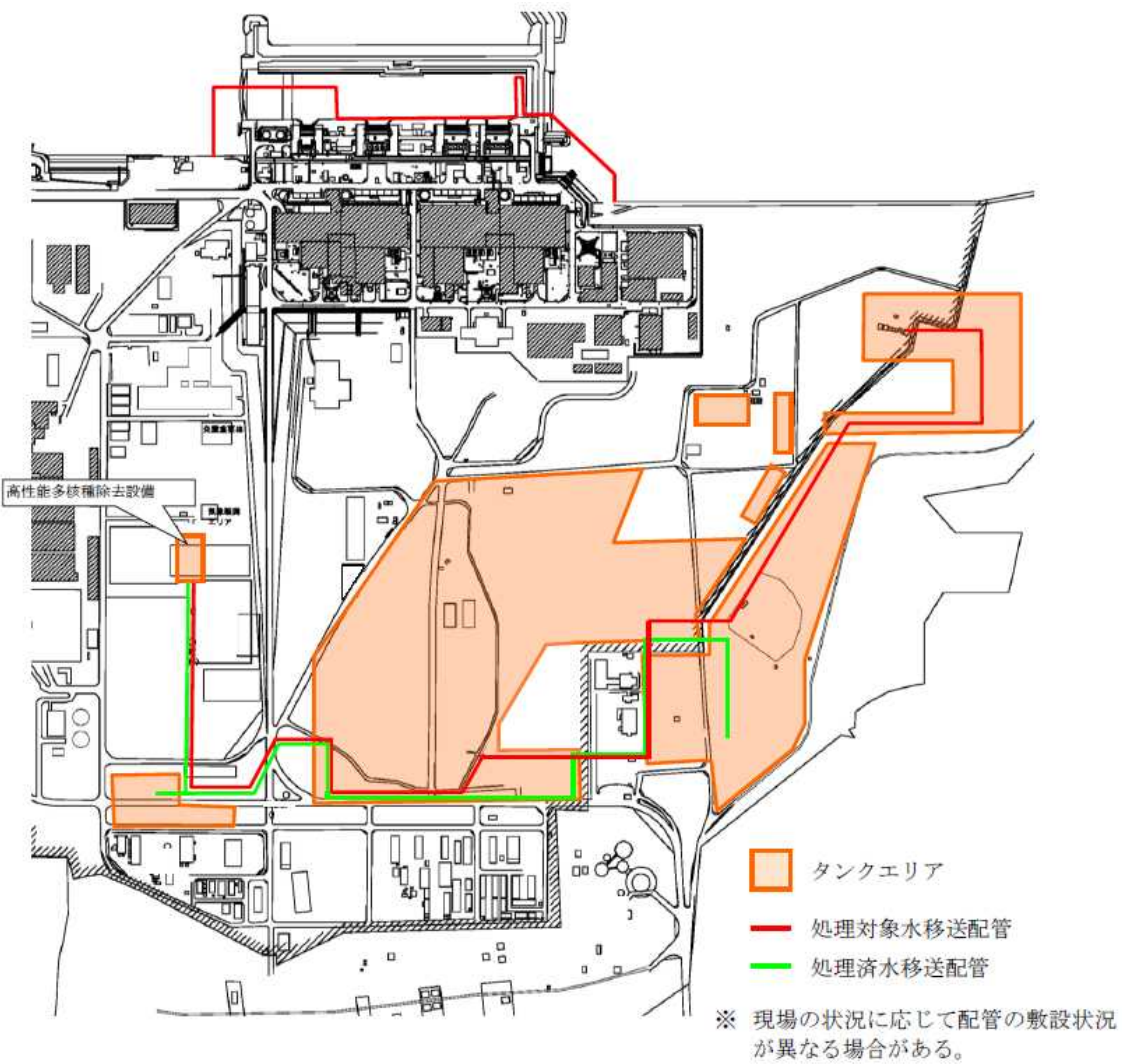
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
2.6 滞留水を貯留している（貯留している場合を含む）建屋 (中略) 添付資料-14 陸側遮水壁設置による地下水流入量の低減 (中略)  図 1 6 緊急時の避難経路 (以下、省略)	2.6 滞留水を貯留している（貯留している場合を含む）建屋 (中略) 添付資料-14 陸側遮水壁設置による地下水流入量の低減 (中略)  図 1 6 緊急時の避難経路 (以下、省略)	メガフロート、埋立区域、重機足場の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

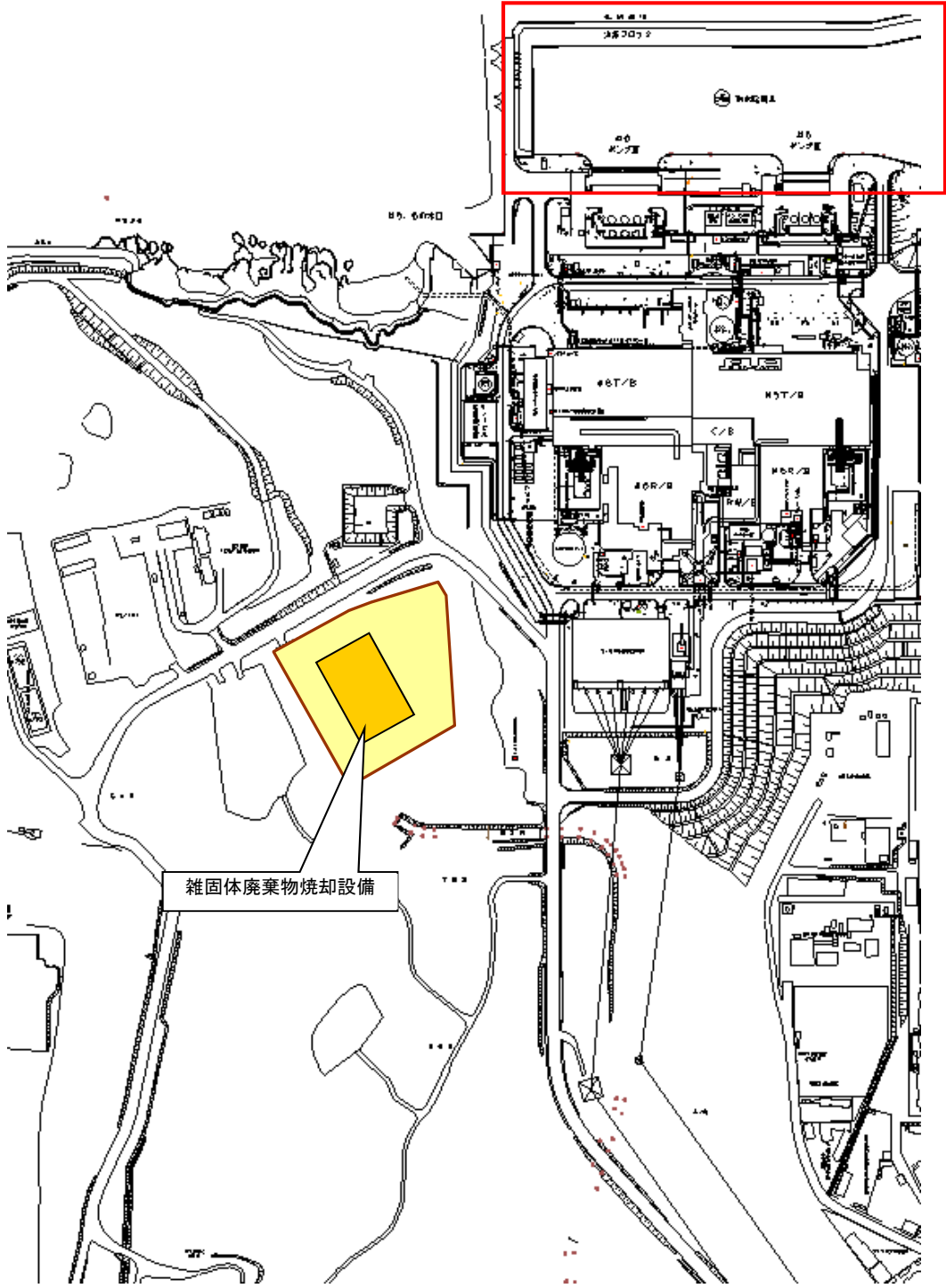
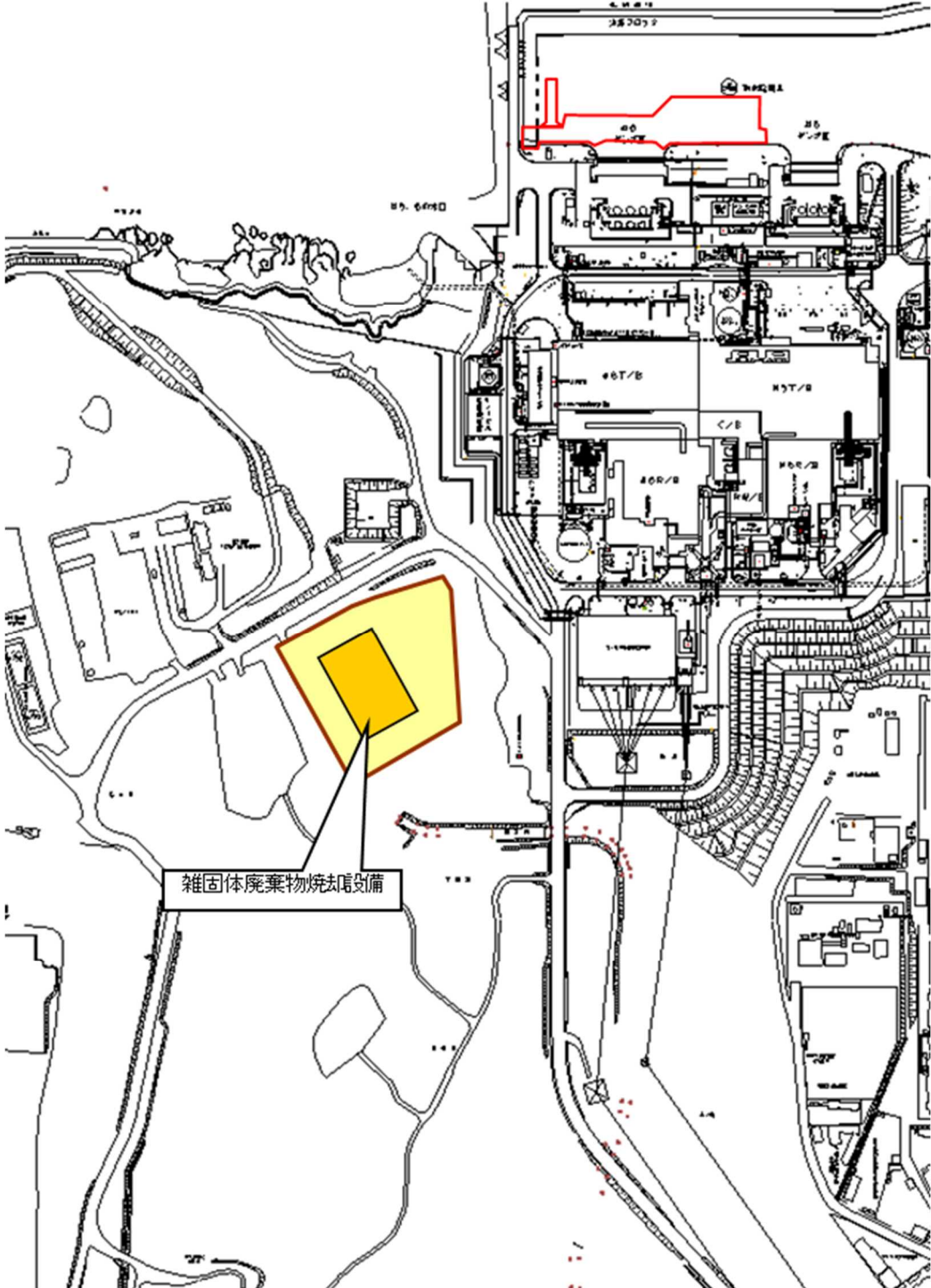
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 (中略) 添付資料-6 福島第一原子力発電所第1号機原子炉建屋カバーに関する説明書 (中略)  構内建屋配置図 (以下、省略)	2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 (中略) 添付資料-6 福島第一原子力発電所第1号機原子炉建屋カバーに関する説明書 (中略)  構内建屋配置図 (以下、省略)	メガフロート、埋立区域、重機足場、浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付資料-2 モニタリングポストの配置図 (以下、省略)	(削除) (以下、省略)	記載の適正化

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
2.16.1 多核種除去設備 (中略) (中略) 添付資料-1  図－2 多核種除去設備の配置概要図 (以下、省略)	2.16.1 多核種除去設備 (中略) (中略) 添付資料-1  図－2 多核種除去設備の配置概要図 (以下、省略)	メガフロート、埋立区域の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
2.16.2 増設多核種除去設備 (中略) (中略) 添付資料-1  図-2 増設多核種除去設備の配置概要図 (以下、省略)	2.16.2 増設多核種除去設備 (中略) (中略) 添付資料-1  図-2 増設多核種除去設備の配置概要図 (以下、省略)	メガフロート、埋立区域の管理 対象区域追加等に伴う図面の変 更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
2.16.3 高性能多核種除去設備 (中略) (中略) 添付資料-1  図-2 高性能多核種除去設備の配置概要図 (以下、省略)	2.16.3 高性能多核種除去設備 (中略) (中略) 添付資料-1  図-2 高性能多核種除去設備の配置概要図 (以下、省略)	メガフロート、埋立区域の管理 対象区域追加等に伴う図面の変 更

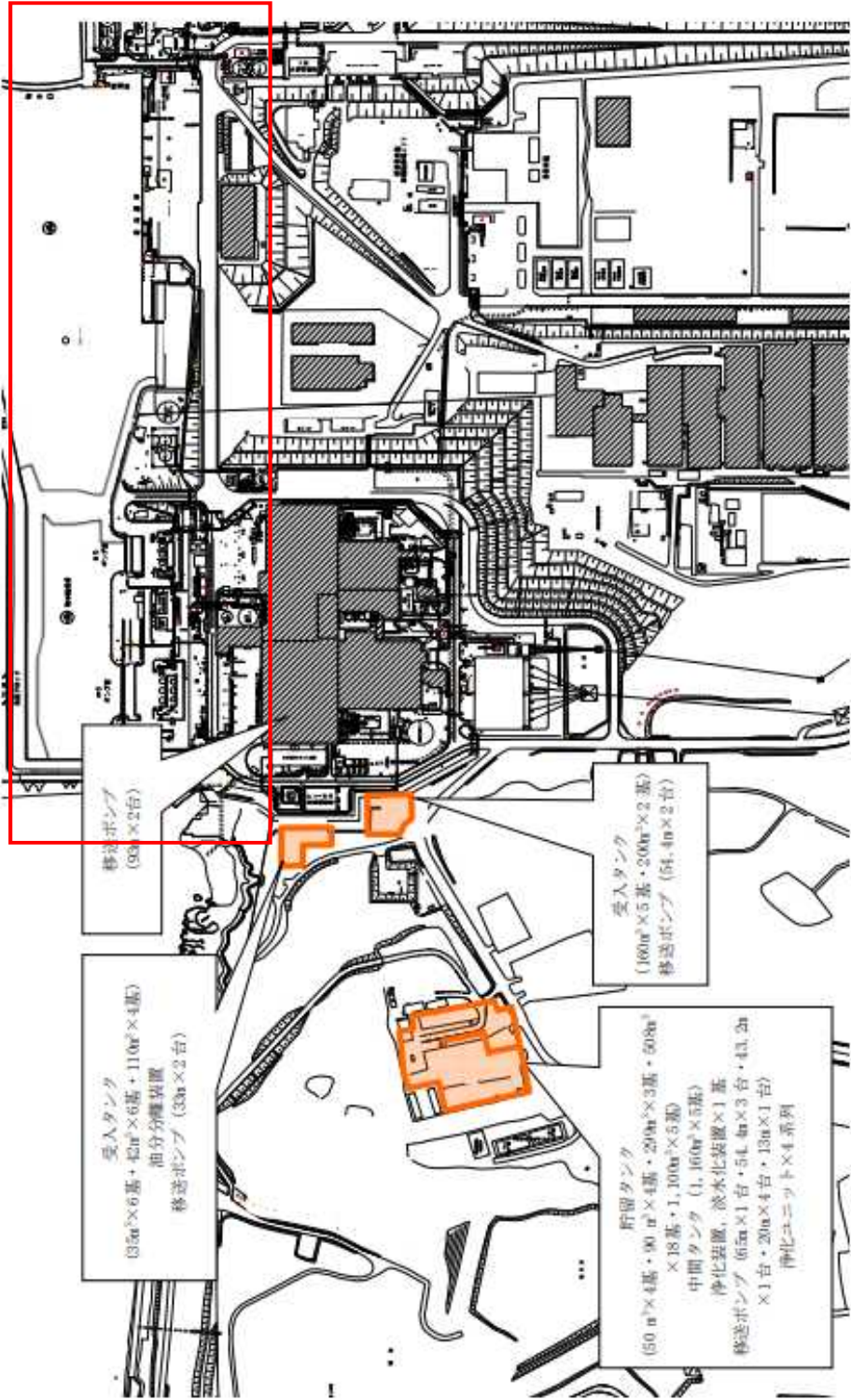
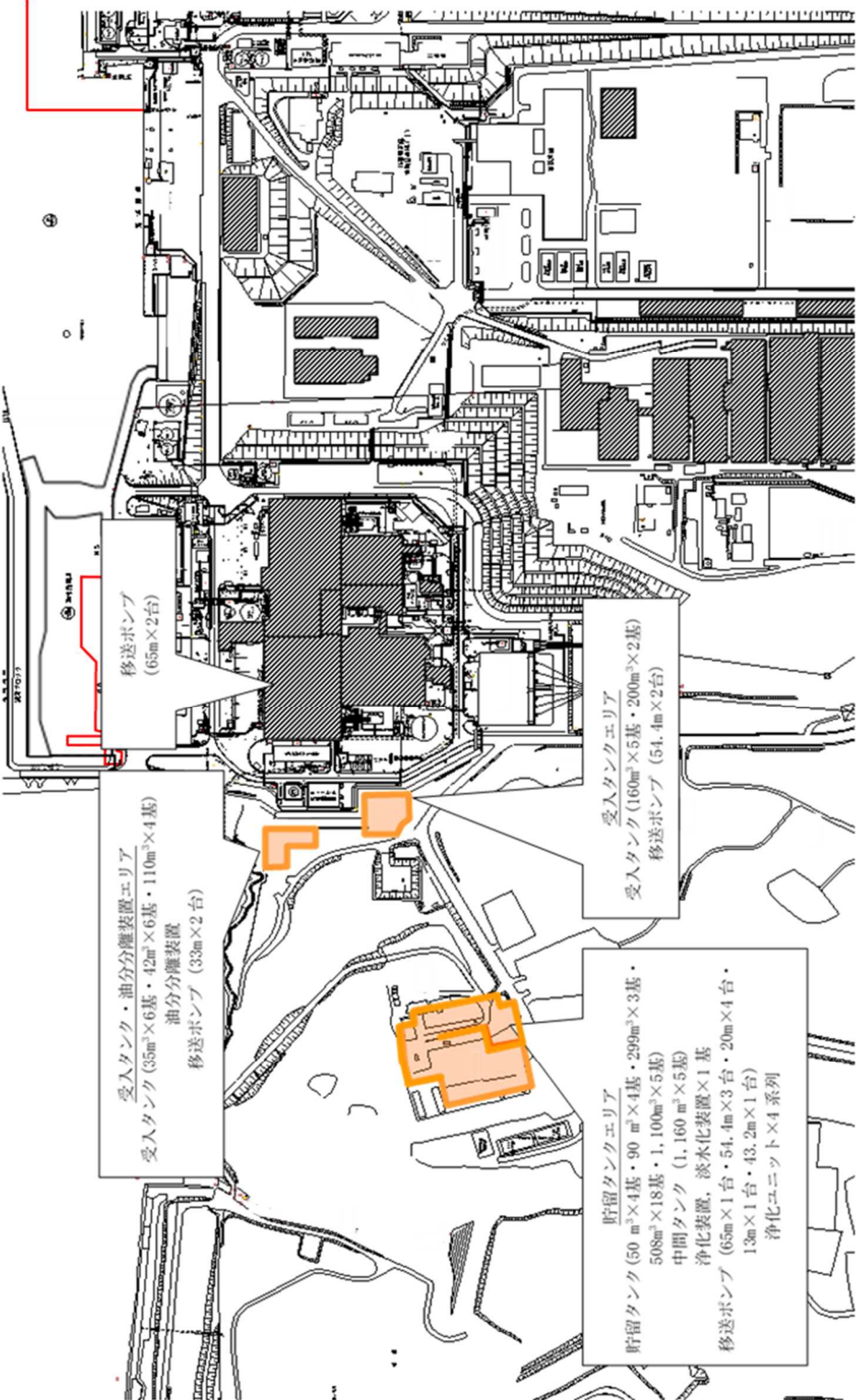
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
2.17 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備） (中略) 添付資料- 2  図－1 雑固体廃棄物焼却設備の全体概要図 (以下、省略)	2.17 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備） (中略) 添付資料- 2  図－1 雑固体廃棄物焼却設備の全体概要図 (以下、省略)	重機足場、浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
2.33 5・6号機 放射性液体廃棄物処理系 （中略） 2.33.2 5・6号機 仮設設備（滞留水貯留設備） 2.33.2.1 基本設計 （中略） 2.33.2.1.5 主要な機器 （中略） (8)浄化ユニット 浄化ユニットは、前置フィルタ、吸着塔タイプ1、吸着塔タイプ2、出口フィルタ、移送ポンプ、鋼管、耐圧ホースにて構成される。前置フィルタは、後に続く吸着塔の吸着性能に影響が出ないよう、あらかじめ大きめの不純物を取り除き、吸着塔タイプ1に充填された活性炭により浮遊物質やコロイド状物質という比較的分子量の大きい物質を除去する。さらに、その後段の吸着塔タイプ2に充填されたセシウム／ストロンチウム同時吸着材により、滞留水に含まれる放射性核種を散水可能な放射能濃度（詳細は「Ⅲ 第3編 2.1.2 放射性液体廃棄物等の管理」参照）まで除去する。なお、出口フィルタは、前段までの吸着材が下流に流出することを防ぐために設置する。（添付資料－<u>8</u> 参照） 浄化ユニットの使用済セシウム／ストロンチウム同時吸着塔は水抜きした後、使用済セシウム吸着塔一時保管施設に一時的に貯蔵する。 2.33.2.1.6 自然災害対策等 (1)津波 受入タンク、貯留タンク、中間タンク、浄化装置、淡水化装置、浄化ユニットは、アウターライズ津波が到達しないと考えられる5・6号機の標高より高台に設置する。（Ⅲ.3.1.3 参照） なお、アウターライズ津波を上回る津波の襲来に備え、大津波警報が出た際は装置の運転を停止し、隔離弁を閉止することで、滞留水の流失を防止する。 <u>また、メガフロートについても、アウターライズ津波の影響は小さいが、港湾内構造物に衝突する可能性は否定できないため、被害が最小限になるような場所に係留する。（添付資料－6 参照）</u> （中略） (5)環境条件 滞留水貯留設備については、屋外に設置されているため、紫外線による劣化及び凍結による破損が懸念されるが、貯留設備、油分分離装置、浄化装置及び淡水化装置は、主に鋼製の材料を使用していることから、問題ないとする。また、耐圧ホース及びポリエチレン管については、紫外線による劣化及び凍結による破損が懸念されるため、保温材を取り付ける。 また、添付資料－<u>8</u> 別添－4に示す増設及び取替範囲に該当する設備の環境条件対策については以下に示す。 （中略）	2.33 5・6号機 放射性液体廃棄物処理系 （中略） 2.33.2 5・6号機 仮設設備（滞留水貯留設備） 2.33.2.1 基本設計 （中略） 2.33.2.1.5 主要な機器 （中略） (8)浄化ユニット 浄化ユニットは、前置フィルタ、吸着塔タイプ1、吸着塔タイプ2、出口フィルタ、移送ポンプ、鋼管、耐圧ホースにて構成される。前置フィルタは、後に続く吸着塔の吸着性能に影響が出ないよう、あらかじめ大きめの不純物を取り除き、吸着塔タイプ1に充填された活性炭により浮遊物質やコロイド状物質という比較的分子量の大きい物質を除去する。さらに、その後段の吸着塔タイプ2に充填されたセシウム／ストロンチウム同時吸着材により、滞留水に含まれる放射性核種を散水可能な放射能濃度（詳細は「Ⅲ 第3編 2.1.2 放射性液体廃棄物等の管理」参照）まで除去する。なお、出口フィルタは、前段までの吸着材が下流に流出することを防ぐために設置する。（添付資料－<u>7</u> 参照） 浄化ユニットの使用済セシウム／ストロンチウム同時吸着塔は水抜きした後、使用済セシウム吸着塔一時保管施設に一時的に貯蔵する。 2.33.2.1.6 自然災害対策等 (1)津波 受入タンク、貯留タンク、中間タンク、浄化装置、淡水化装置、浄化ユニットは、アウターライズ津波が到達しないと考えられる5・6号機の標高より高台に設置する。（Ⅲ.3.1.3 参照） なお、アウターライズ津波を上回る津波の襲来に備え、大津波警報が出た際は装置の運転を停止し、隔離弁を閉止することで、滞留水の流失を防止する。 （中略） (5)環境条件 滞留水貯留設備については、屋外に設置されているため、紫外線による劣化及び凍結による破損が懸念されるが、貯留設備、油分分離装置、浄化装置及び淡水化装置は、主に鋼製の材料を使用していることから、問題ないとする。また、耐圧ホース及びポリエチレン管については、紫外線による劣化及び凍結による破損が懸念されるため、保温材を取り付ける。 また、添付資料－<u>7</u> 別添－4に示す増設及び取替範囲に該当する設備の環境条件対策については以下に示す。 （中略）	記載の適正化 メガフロート移設完了に伴う、記載の削除 記載の適正化

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
2.33.2.1.7 構造強度 （中略） （1）貯留設備 a. 震災以降緊急対応的に設置又は既に（2013年8月14日より前に）設計に着手したタンクは，「設計・建設規格」におけるクラス3 機器の要求を満足するものではないが，漏えい試験を行い，有意な漏えいがないことを確認する。 また，これらは全て大気開放のため，水頭圧以上の内圧が作用することはない。 以上のことから，震災以降緊急対応的に設置又は既に（2013年8月14日より前に）設計に着手したタンクは，必要な構造強度を有するものと評価する。（添付資料－<u>7</u> 参照） b. 2013年8月14日以降に設計するタンク 2013年8月14日以降に設計するタンクは，「実用発電用原子炉及びその付属設備の技術基準に関する規則」において，廃棄物処理設備に相当するクラス3 機器の規定を適用することを基本とする。クラス3機器の適用規格は，「設計・建設規格」で規定される。 以上のことから，2013年8月14日以降に設計するタンクは，必要な構造強度を有するものと評価する。（添付資料－<u>7</u> 参照） （中略） 2.33.2.1.8 耐震性 滞留水貯留設備を構成する機器のうち放射性物質を内包するものは，「JEAC4601 原子力発電所耐震設計技術規程」上のBクラス相当の設備と位置付けられる。 耐震性を評価するにあたっては，「JEAG4601 原子力発電所耐震設計技術指針」等に準拠して構造強度評価を行うことを基本とするが，評価手法，評価基準について実態に合わせたものを採用する場合もある。 支持部材がない等の理由によって，耐震性に関する評価ができない設備を設置する場合においては，可撓性を有する材料の使用等により，耐震性を確保する。（添付資料－<u>7</u> 参照） （中略） 2.33.2.2 基本仕様 （1）貯留設備 （中略） <u>c.（廃止）メガフロート（完成品）</u> <u>d. 水位警報</u> （中略）	2.33.2.1.7 構造強度 （中略） （1）貯留設備 a. 震災以降緊急対応的に設置又は既に（2013年8月14日より前に）設計に着手したタンクは，「設計・建設規格」におけるクラス3 機器の要求を満足するものではないが，漏えい試験を行い，有意な漏えいがないことを確認する。 また，これらは全て大気開放のため，水頭圧以上の内圧が作用することはない。 以上のことから，震災以降緊急対応的に設置又は既に（2013年8月14日より前に）設計に着手したタンクは，必要な構造強度を有するものと評価する。（添付資料－<u>6</u> 参照） b. 2013年8月14日以降に設計するタンク 2013年8月14日以降に設計するタンクは，「実用発電用原子炉及びその付属設備の技術基準に関する規則」において，廃棄物処理設備に相当するクラス3 機器の規定を適用することを基本とする。クラス3機器の適用規格は，「設計・建設規格」で規定される。 以上のことから，2013年8月14日以降に設計するタンクは，必要な構造強度を有するものと評価する。（添付資料－<u>6</u> 参照） （中略） 2.33.2.1.8 耐震性 滞留水貯留設備を構成する機器のうち放射性物質を内包するものは，「JEAC4601 原子力発電所耐震設計技術規程」上のBクラス相当の設備と位置付けられる。 耐震性を評価するにあたっては，「JEAG4601 原子力発電所耐震設計技術指針」等に準拠して構造強度評価を行うことを基本とするが，評価手法，評価基準について実態に合わせたものを採用する場合もある。 支持部材がない等の理由によって，耐震性に関する評価ができない設備を設置する場合においては，可撓性を有する材料の使用等により，耐震性を確保する。（添付資料－<u>6</u> 参照） （中略） 2.33.2.2 基本仕様 （1）貯留設備 （中略） <u>c.</u> 水位警報 （中略）	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 メガフロート移設完了に伴う、記載の削除

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.33 5・6号機 放射性液体廃棄物処理系）

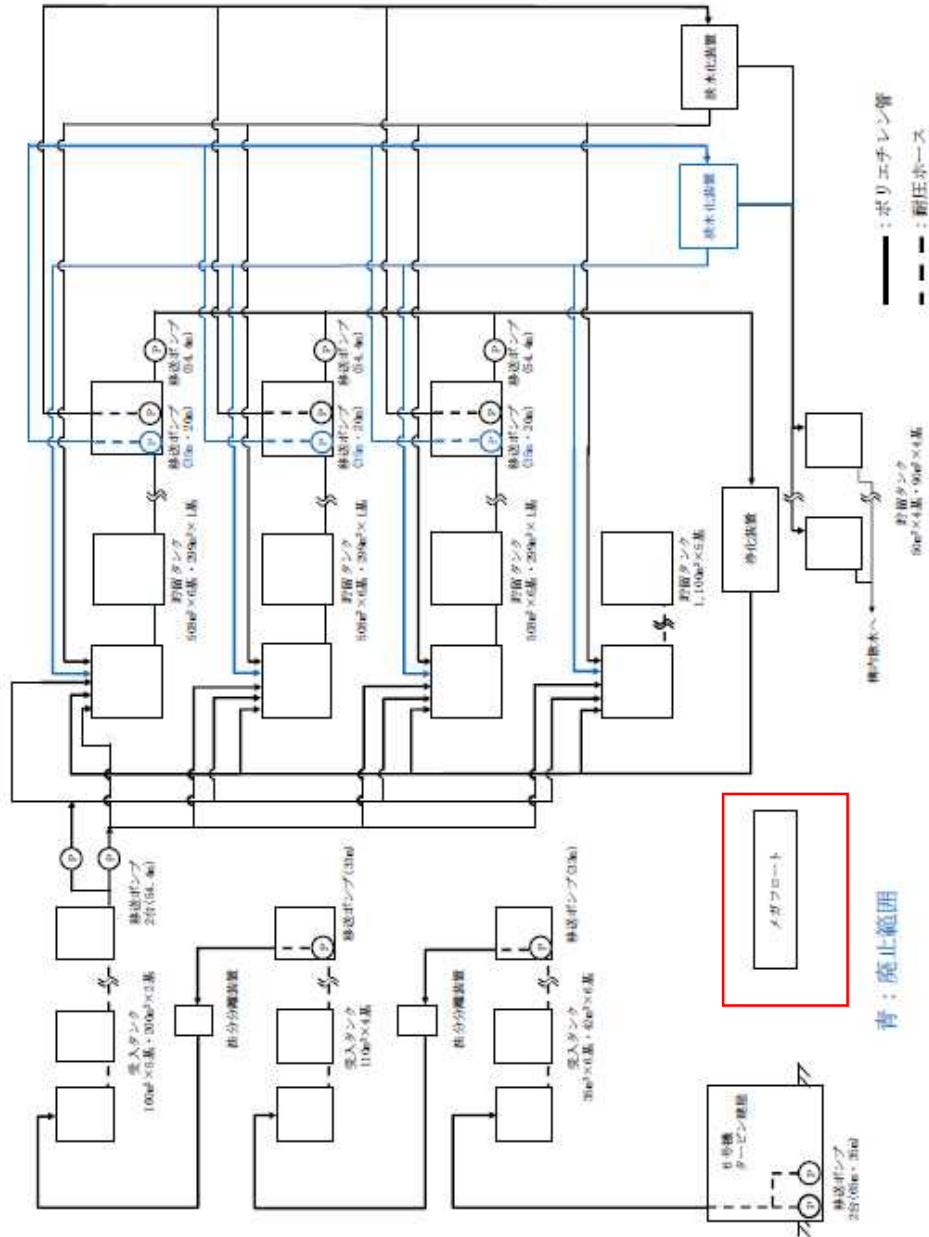
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
2.33.3 添付資料 添付資料－1 建屋内の滞留水による影響について 添付資料－2 6号機 放射性液体廃棄物処理系の未復旧期間における廃液の処理について 添付資料－3 6号機 原子炉建屋付属棟の一部没水機器について 添付資料－4 系統概要図及び全体概要図 添付資料－5 滞留水貯留設備の増設について 添付資料－6 <u>メガフロート係留場所の津波に対する考慮について</u> 添付資料－<u>7</u> タンク等の構造強度及び耐震性に関する評価結果について 添付資料－<u>8</u> 滞留水貯留設備の増設及び廃止について 添付資料－<u>9</u> 浄化ユニット用ジャバラハウスの耐震評価について 添付資料－<u>10</u> 浄化ユニット吸着塔，貯留タンク及び中間タンクからの敷地境界線量評価 添付資料－<u>11</u> 廃棄物発生量に関する評価 添付資料－<u>12</u> <u>メガフロート津波等リスク低減対策工事について</u> 添付資料－<u>13</u> 滞留水移送設備に係る確認事項	2.33.3 添付資料 添付資料－1 建屋内の滞留水による影響について 添付資料－2 6号機 放射性液体廃棄物処理系の未復旧期間における廃液の処理について 添付資料－3 6号機 原子炉建屋付属棟の一部没水機器について 添付資料－4 系統概要図及び全体概要図 添付資料－5 滞留水貯留設備の増設について 添付資料－<u>6</u> タンク等の構造強度及び耐震性に関する評価結果について 添付資料－<u>7</u> 滞留水貯留設備の増設及び廃止について 添付資料－<u>8</u> 浄化ユニット用ジャバラハウスの耐震評価について 添付資料－<u>9</u> 浄化ユニット吸着塔，貯留タンク及び中間タンクからの敷地境界線量評価 添付資料－<u>10</u> 廃棄物発生量に関する評価 添付資料－<u>11</u> 滞留水移送設備に係る確認事項	記載の適正化 記載の適正化

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(中略) (中略)  添付資料－４ 図－４ ５・６号機 滞留水貯留設備 全体概要図 (中略)	(中略) (中略)  添付資料－４ 図－４ ５・６号機 滞留水貯留設備 全体概要図 (中略)	メガフロート、埋立区域、重機足場、浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付資料－6 <u>メガフロート係留場所の津波に対する考慮について</u> <u>本資料では、メガフロート津波等リスク低減対策工事（添付資料－12 参照）を実施 するまでの期間、メガフロートを5・6号機側港湾に係留した理由について記載する。 アウターライズで発生する津波は周期が長く（10 分以上）、メガフロートは津波の潮位 変動に応じた上下動を繰り返すと推測される。</u> <u>アウターライズ津波による引波時には、メガフロート周辺の潮位の減少により、船底が 沈下することが推定されるが、最も水深の浅い場所でも船底から約 0.4m のクリアランスが 残る。 同様に、アウターライズ津波による押波時には、メガフロート周辺における潮位上昇量 は約 3.3m 程度と考えられるが、押波の場合は、吃水や潮位上昇量の関係からメガフロート が陸上へ乗り上げる可能性は小さい。</u> <u>なお、アウターライズの引波の水流や波浪による水平方向の動揺や、押波時の垂直方向 への上昇に伴う係留設備の破損で水平方向拘束が緩み、港湾内構造物に衝突する可能性は 否定できないため、その可能性を最小限にするため、水深の確保及び海底の障害物の有無 を考慮し、港湾内で比較的静穏な場所をメガフロートの係留場所を選定した。</u>		メガフロート移設完了に伴う添付資料－6 の削除
添付資料－7 タンク等の構造強度及び耐震性に関する評価結果について （中略）	添付資料－6 タンク等の構造強度及び耐震性に関する評価結果について （中略）	添付資料の番号繰り上げ
添付資料－8 滞留水貯留設備の増設及び廃止について （中略）	添付資料－7 滞留水貯留設備の増設及び廃止について （中略）	添付資料の番号繰り上げ

変更前

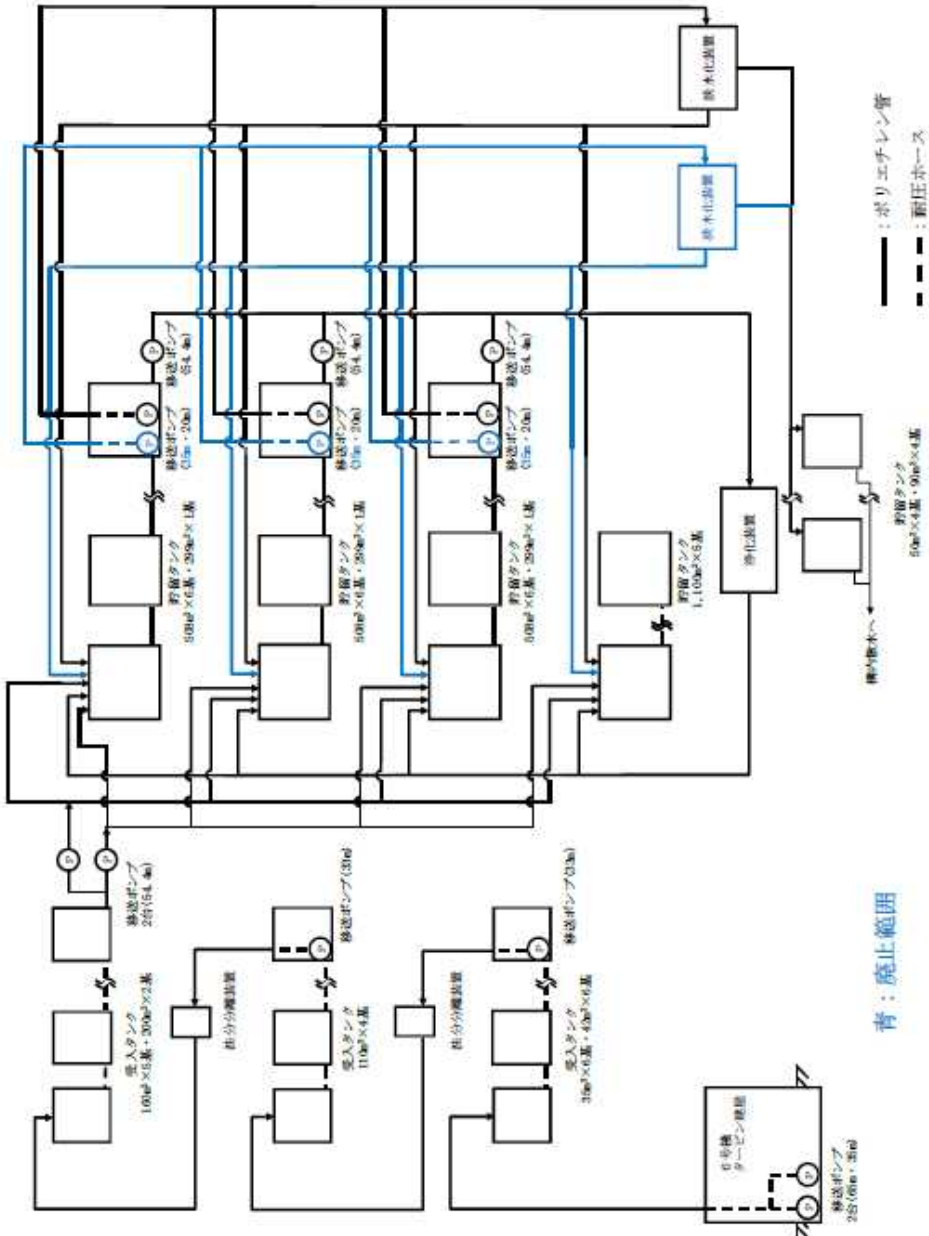
別添－3



図－1 5・6号機 滞留水貯留設備 系統概要図 (廃止範囲)

変更後

別添－3



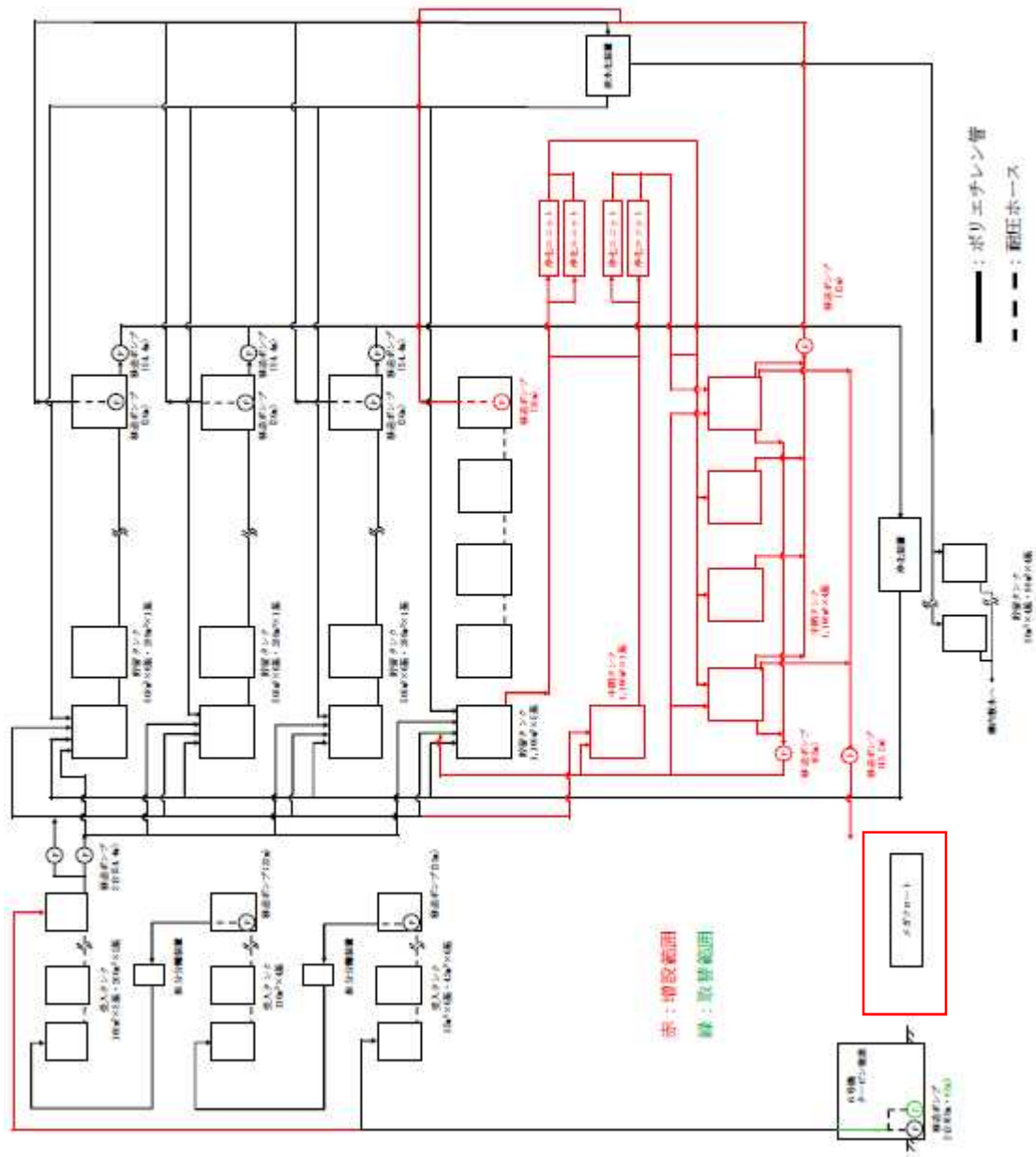
図－1 5・6号機 滞留水貯留設備 系統概要図 (廃止範囲)

変更理由

メガフロート廃止に伴い記載を削除

変 更 前

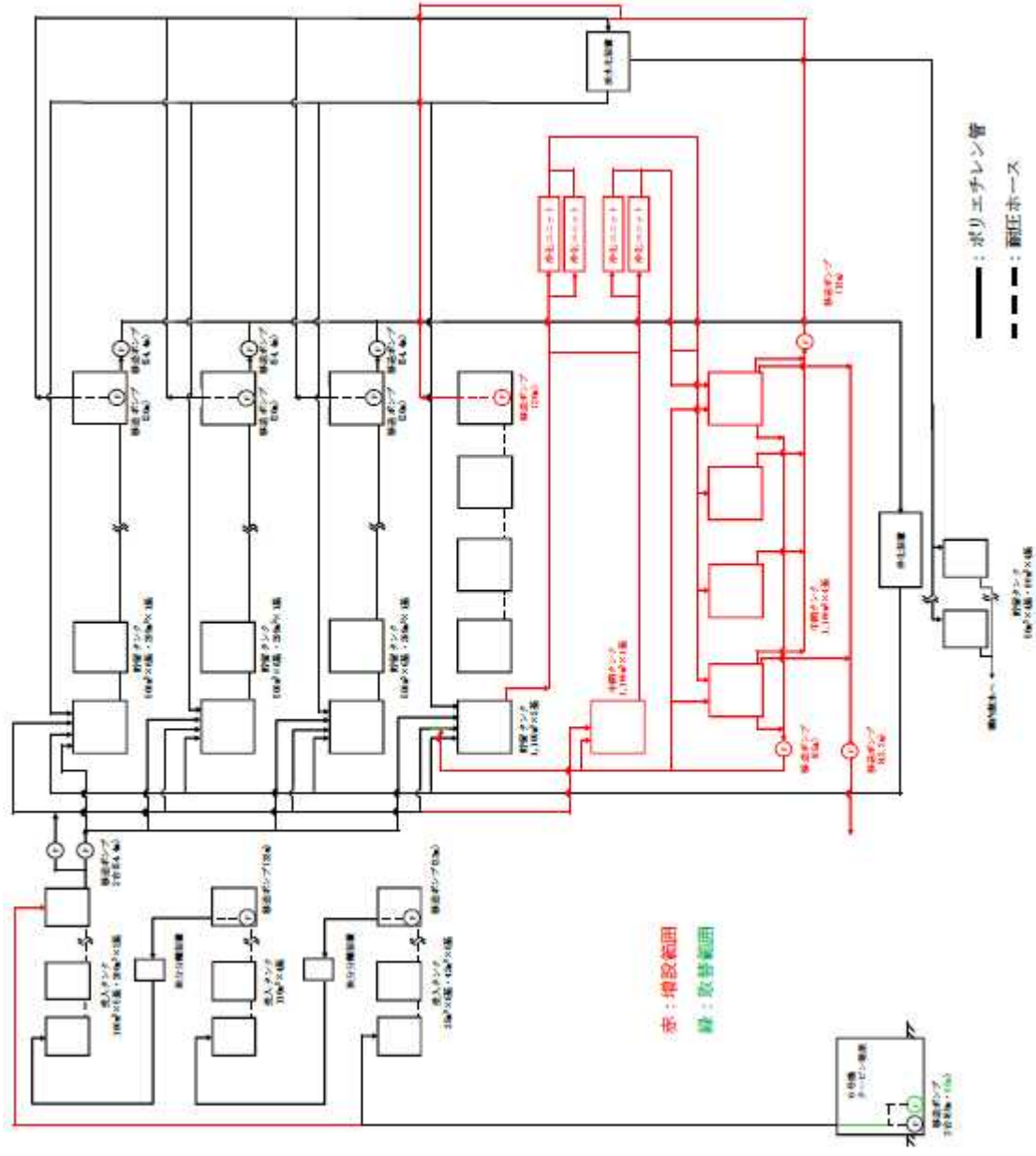
別添－4



図－1 5・6号機 滞留水貯留設備 系統概要図（増設及び取替範囲）

変 更 後

別添－4

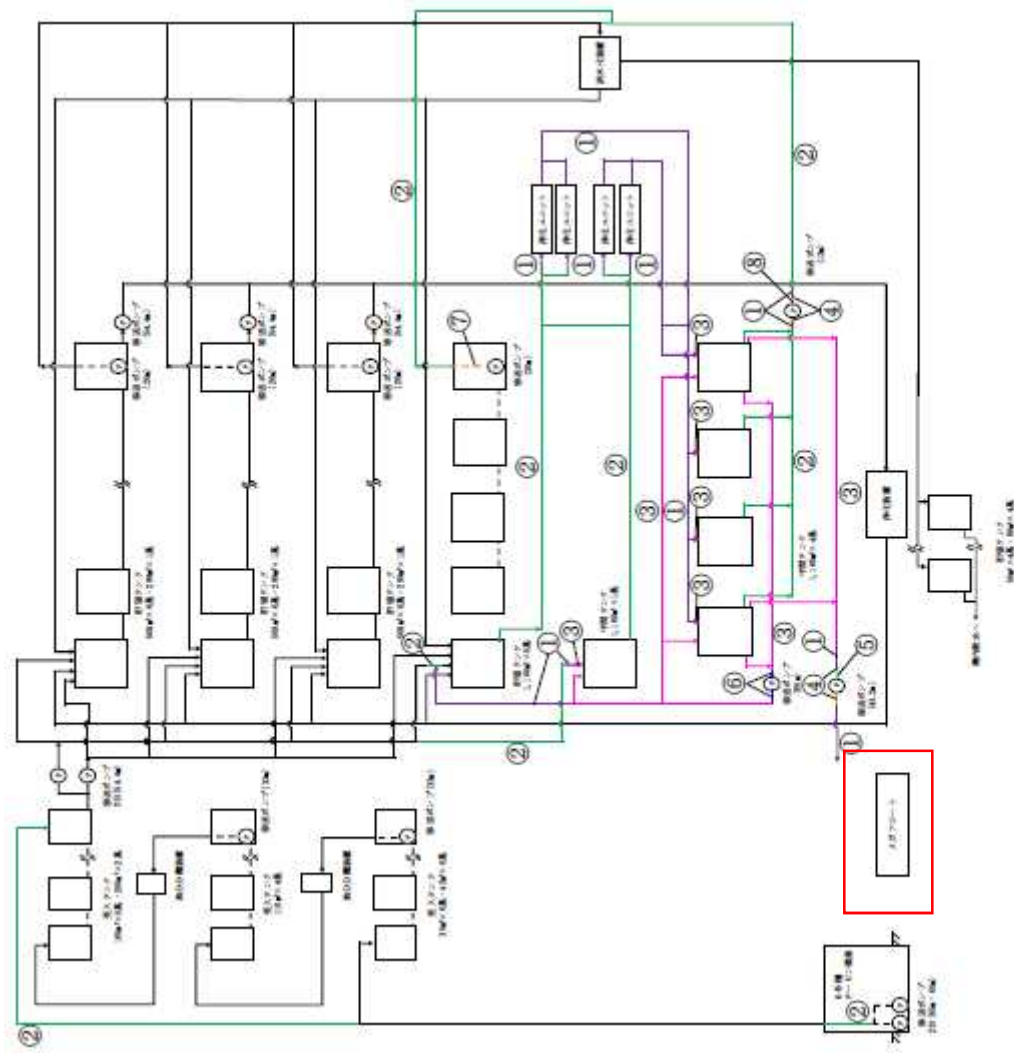


図－1 5・6号機 滞留水貯留設備 系統概要図（増設及び取替範囲）

メガフロート廃止に伴い記載を削除

变更前

別添-5



図一 1 5・6号機 滞留水貯留設備 付属配管概要図 (増設及び取替範囲)

(中略)

変 更 後

變 更 理 由

別添-5

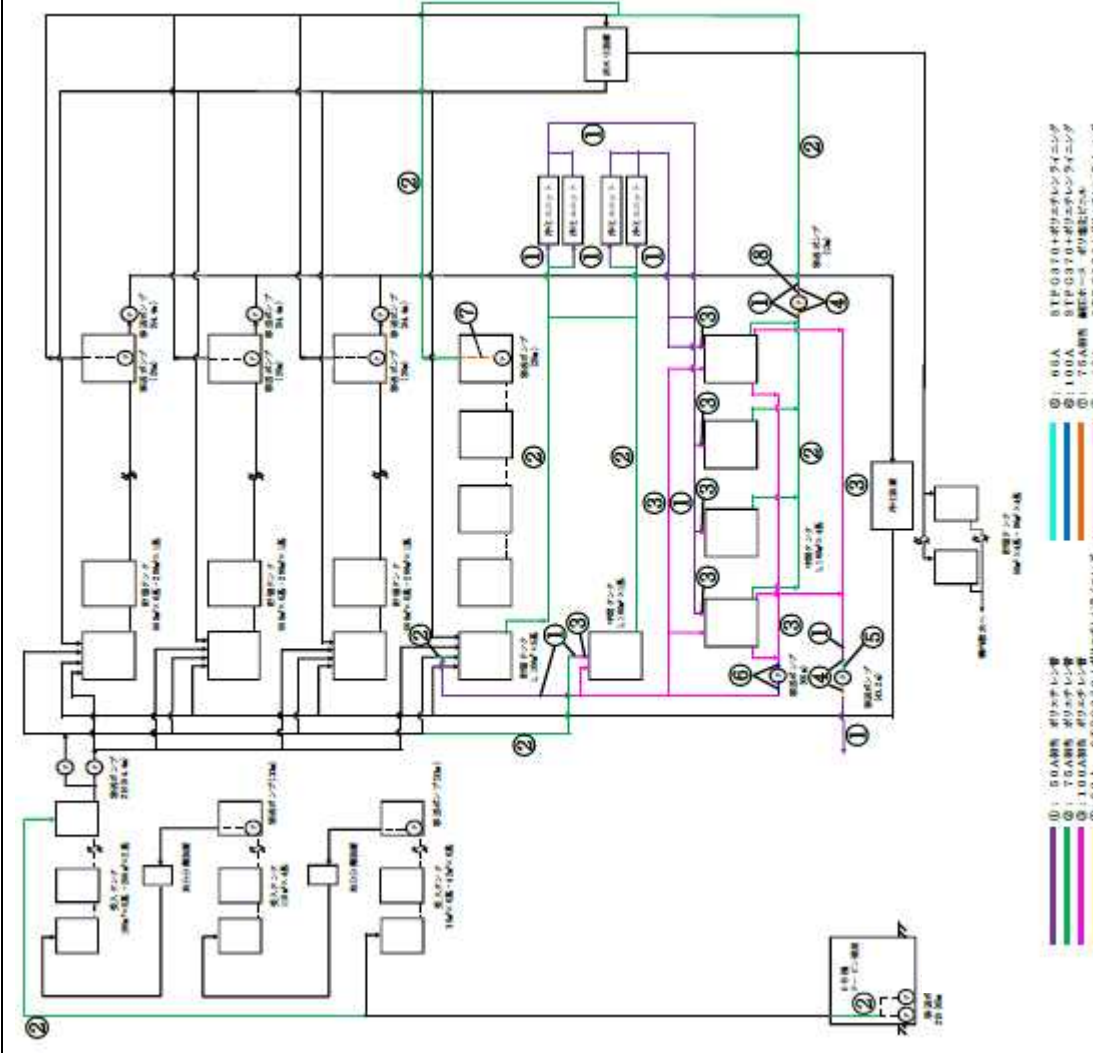
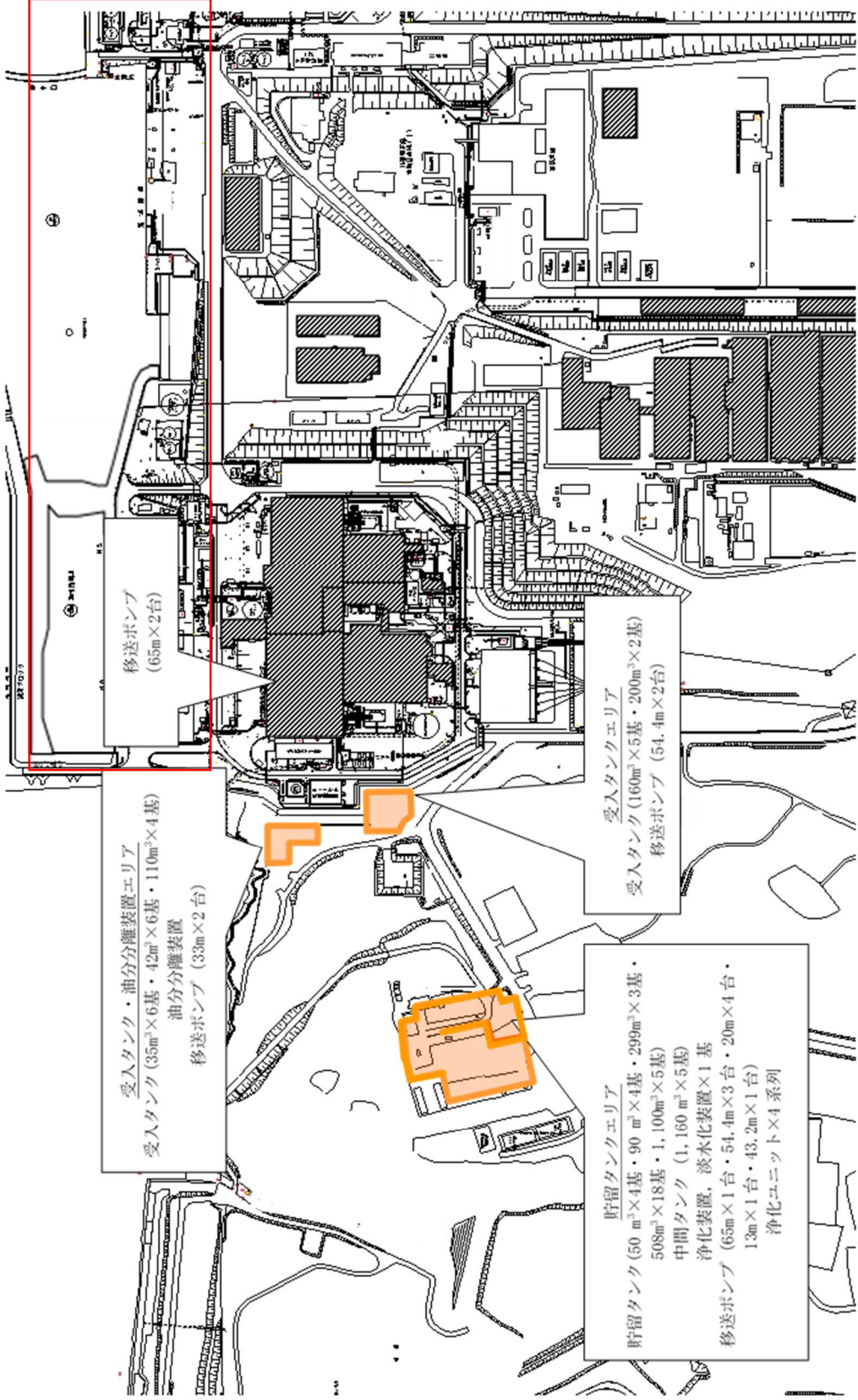
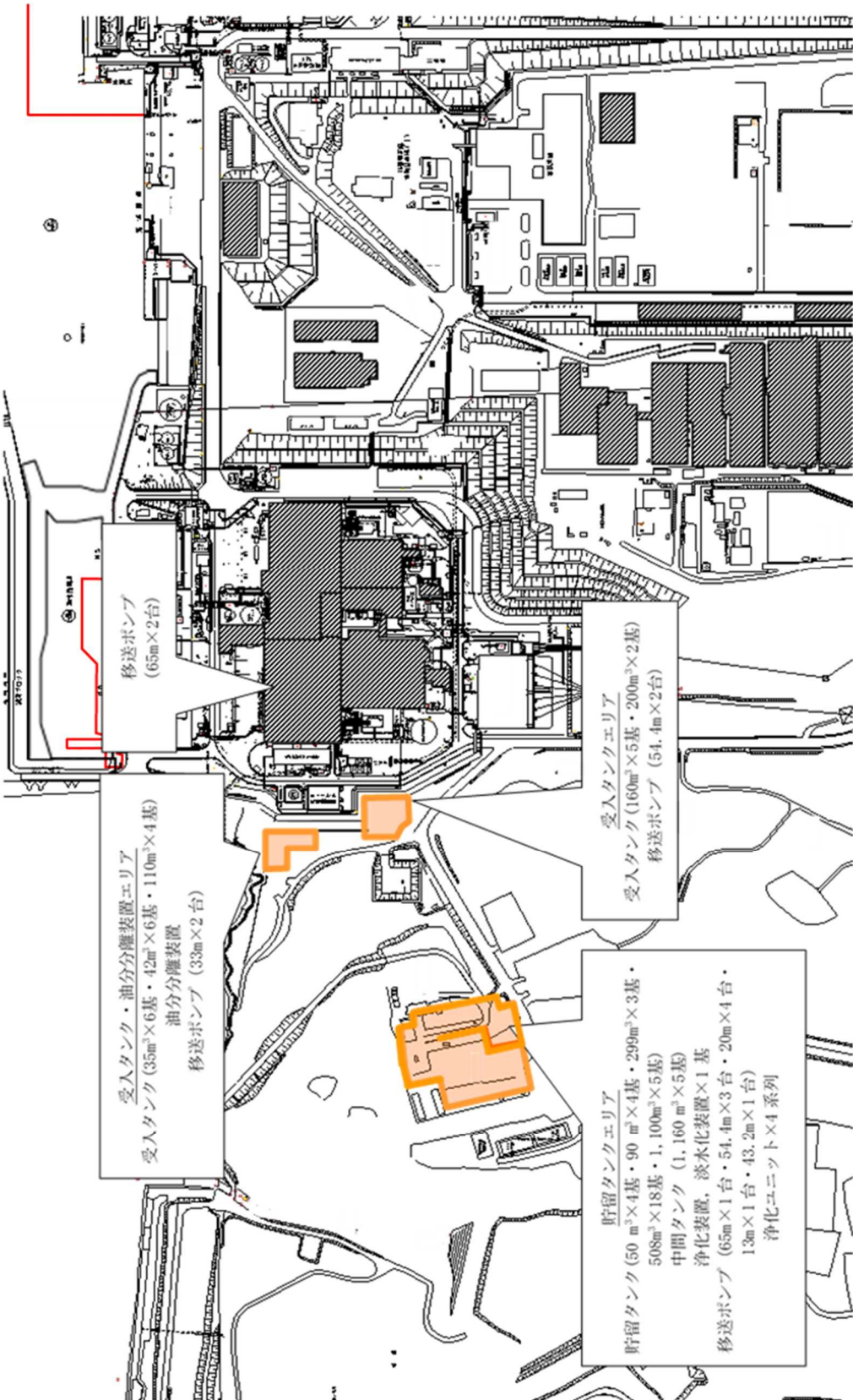


図-1 5・6号機 滞留水貯留設備 付属配管概要図 (増設及び取替範囲)

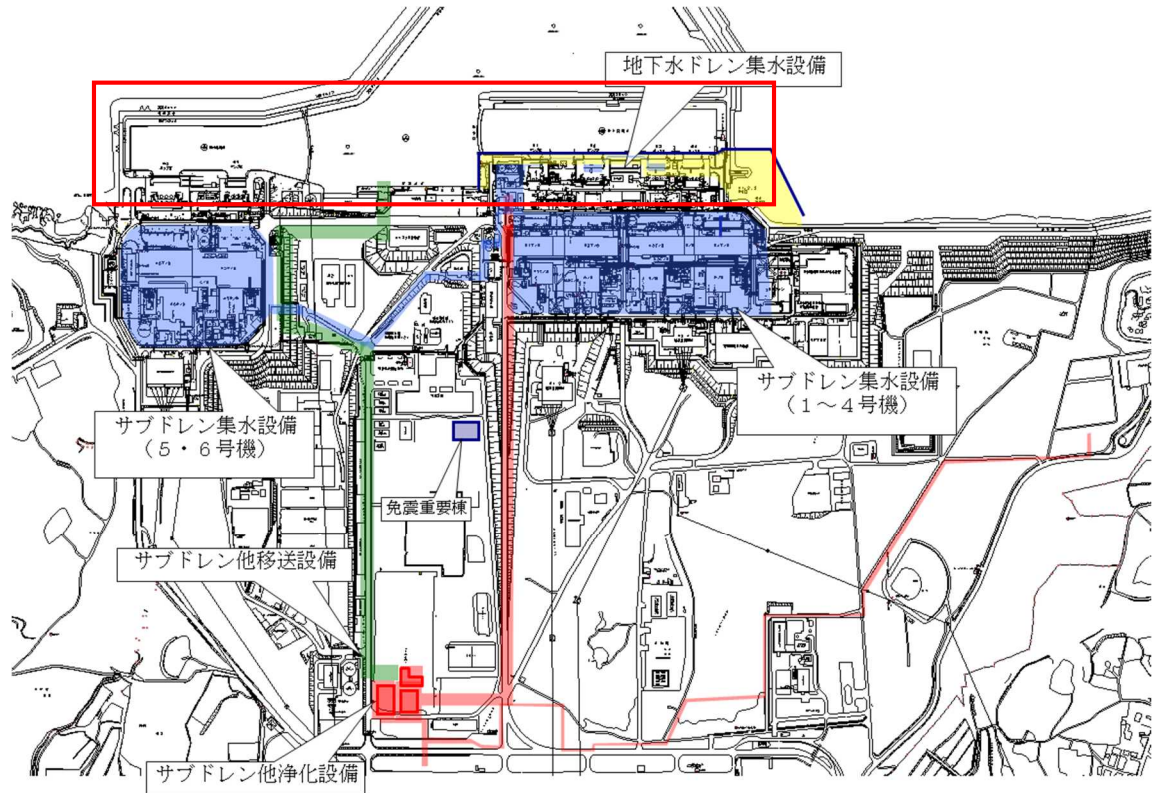
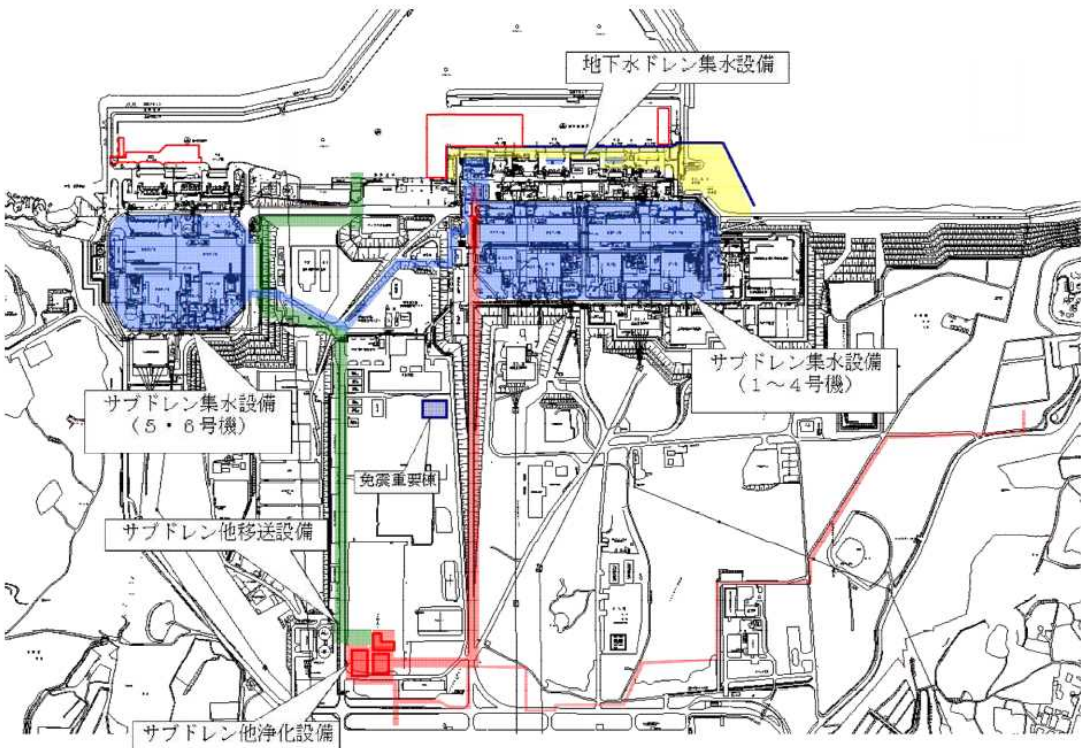
メガフロート廃止に伴い記載
を削除

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
別添－7  図－1 5・6号機 滞留水貯留設備 全体概要図（増設及び廃止後）	別添－7  図－1 5・6号機 滞留水貯留設備 全体概要図（増設及び廃止後）	メガフロート、埋立区域、重機足場、浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

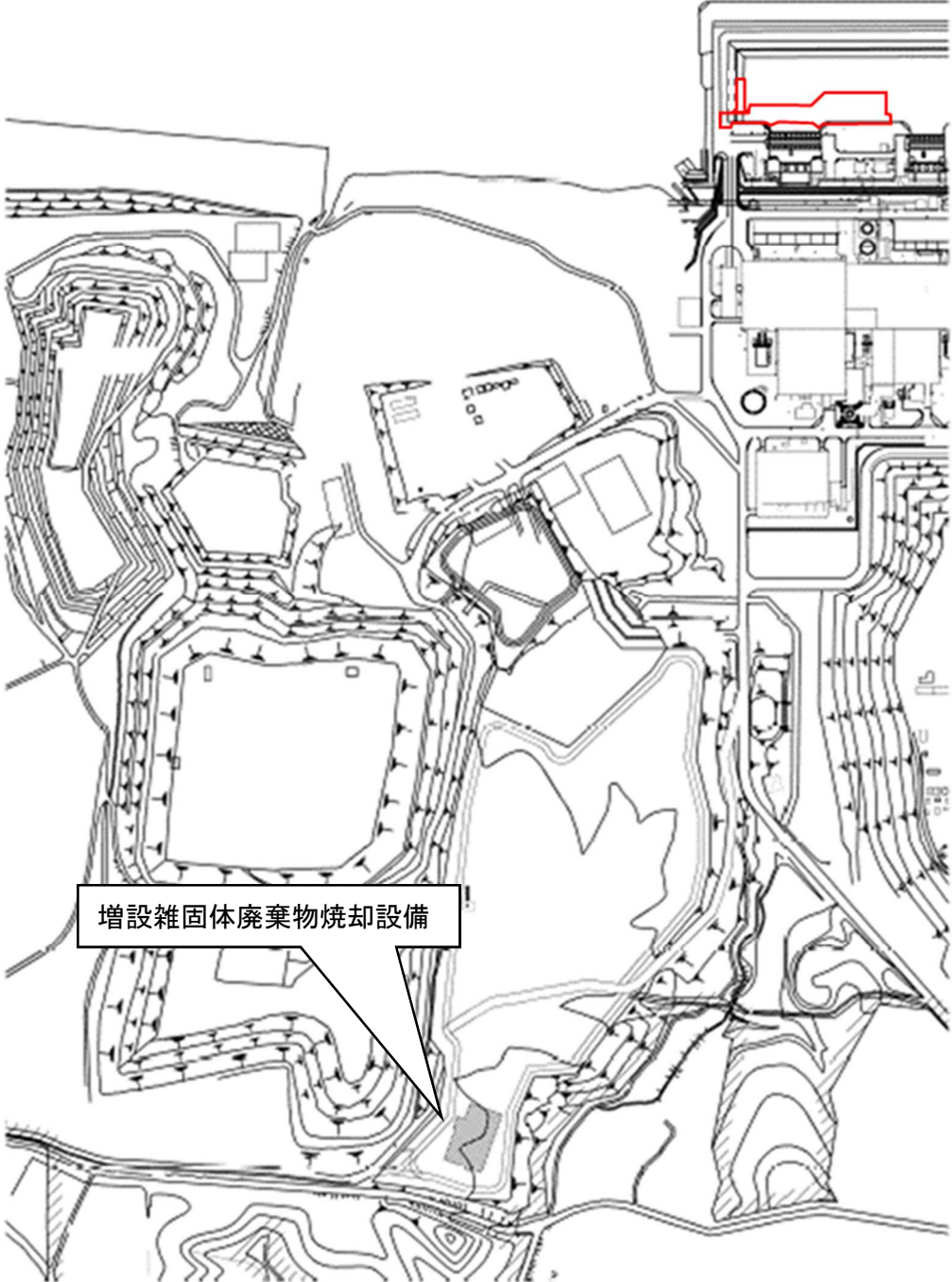
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
別添-8 浄化ユニット等の安全確保策 (中略) 1. 放射性物質漏えい防止等に対する考慮 (中略) (2) 漏えい検知・漏えい拡大防止 浄化ユニット等の漏えい検知・漏えい拡大防止として下記を実施する。 a. 浄化ユニット, 中間タンクは堰で囲まれている貯留タンクエリア内に設置する(添付資料－<u>8</u> 別添－2 参照)。これにより浄化ユニット, 中間タンク及び堰内の移送配管から漏えいが発生した場合の漏えい拡大を防止する。 (中略) 添付資料－<u>9</u> 浄化ユニット用ジャバラハウスの耐震評価について (中略) 添付資料－<u>10</u> 浄化ユニット吸着塔, 貯留タンク及び中間タンクからの敷地境界線量評価 (中略) 添付資料－<u>11</u> 廃棄物発生量に関する評価 (中略) 添付資料－<u>12</u> <u>メガフロート津波等リスク低減対策工事について</u> <u>貯留設備のうちメガフロートについては, 震災当初5・6号機の建屋内の滞留水を移送し, 貯留するために使用していたが, 2012 年 12 月より貯留水の置換を行い, バラスト水として ろ過水を貯留している。</u> <u>メガフロートは津波により港湾内構造物に衝突する恐れがあることから, メガフロート 津波等リスク低減対策工事を実施する。また, 本工事によりメガフロートは貯留機能が無く なることから, 貯留設備のうちメガフロートについては廃止する。</u> <u>以下に, メガフロート津波等リスク低減対策工事の作業方法について定める。</u> 1. <u>工事概要</u> ・<u>メガフロート津波等リスク低減対策工事は1～4号機開渠内で実施するため, 海側遮水 壁へ</u>	別添-8 浄化ユニット等の安全確保策 (中略) 1. 放射性物質漏えい防止等に対する考慮 (中略) (2) 漏えい検知・漏えい拡大防止 浄化ユニット等の漏えい検知・漏えい拡大防止として下記を実施する。 a. 浄化ユニット, 中間タンクは堰で囲まれている貯留タンクエリア内に設置する(添付資料－<u>7</u> 別添－2 参照)。これにより浄化ユニット, 中間タンク及び堰内の移送配管から漏えいが発生した場合の漏えい拡大を防止する。 (中略) 添付資料－<u>8</u> 浄化ユニット用ジャバラハウスの耐震評価について (中略) 添付資料－<u>9</u> 浄化ユニット吸着塔, 貯留タンク及び中間タンクからの敷地境界線量評価 (中略) 添付資料－<u>10</u> 廃棄物発生量に関する評価 (中略)	記載の適正化 添付資料の番号繰り上げ 添付資料の番号繰り上げ 添付資料の番号繰り上げ メガフロート移設完了に伴う 添付資料－12の削除

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<u>の損傷防止対策として防衝盛土の施工を事前に実施する。</u> <u>・メガフロート上部の付属機器（電動ウインチ、ボラード等）は取外後に減容を行い、表 面線量率に応じて定められた一時保管エリアにて一時保管する。</u> <u>・メガフロートを1～4号機開渠内へ移動し仮係留を行う。</u> <u>・内部のバラスト水については、タンクローリー車等で5・6号機滞留水貯留設備受入タ ンクまたは貯留タンクまで移送する。</u> <u>・5・6号機滞留水貯留設備受入タンクまたは貯留タンクに移送したバラスト水は、5・6号機淡水化装置を用いて処理する。</u> <u>・バラスト水移送後に、メガフロート内部の除染を行う。</u> <u>・1～4号機開渠内にメガフロート着底用のマウンドを造成し、メガフロートをマウンド 上に移動し、海水を用いて仮着底を行う。</u> <u>・メガフロート内部にモルタルを充填しマウンド上に着底させる。なお、仮着底時に使用 した海水は港湾内に排水する。</u> <u>・モルタル充填後のメガフロートについては、盛土工事等の整備工事を行い、本実施計画 変更申請に基づき港湾設備の護岸及び物揚場の一部として有効活用する。</u> 1.1 作業内容と汚染拡大防止策 1.1.1 内部水抜き、タンクローリー車等移送作業時の汚染拡大防止対策 <u>メガフロート内部の水処理作業は仮設ホース、仮設ポンプ等を使用してタンクローリー車等に移送を行う。移送後、タンクローリー車等にて5・6号機滞留水貯留 設備受入タンクまたは貯留タンクまで移送を行い、5・6号機淡水化装置を用いて処理する。</u> <u>当該作業を行う際の漏えい防止策及び漏えい拡大防止策は以下の通り。</u> a. <u>仮設ホースの継手部がレバーロック式カプラの場合、継手部を固縛し外れ防止を行う。フランジ継手部の場合、締付確認を行う。</u> b. <u>漏えい拡大防止策として、仮設ホースの継手部は全て袋養生することにより、漏えい時に汚染水を受けられるようにすると共に、仮設ポンプ、タンクローリー受水エリアには仮設の堰を設ける。また、移送中は作業員による常時監視を 行う。</u> 1.1.2 除染作業時の汚染拡大防止策 <u>メガフロート内部は水圧洗浄による除染を行う。水圧洗浄はバラスト水を水源と して実施する。そのため、メガフロート内部水抜きは作業しやすい水位まで低下さ せて中断し、水圧洗浄実施後に再開する。水圧洗浄に使用した水は仮設プールへ回 収し、フィルタを通過させスラッジを捕集し、再度水圧洗浄に使用する。スラッジ を捕集したフィルタは脱水後、一時保管エリアに保管する。水圧洗浄水は5・6号 機淡水化装置を用いて処理を行う（移送及び処理時の漏えい防止及び漏えい拡大 防止は、1.1.1 にて実施）。</u> 1.2 作業員の被ばく低減 <u>メガフロート内部等の空間線量率は約 0.002mSv/h 以下であり、作業員が過剰被ばくす ることはないが、被ばく低減の観点から、作業エリアを区画することにより、作業員が容 易に近付くことを防止する。また、線量当量率を測定し、作業員への注意喚起のために測 定結果を表示する。</u> 1.3 瓦礫類発生量 <u>メガフロート津波等リスク低減対策工事に伴い、メガフロート上部の付属機器（電動ウ イंची、ボラード等）が瓦礫類として約 600 m³ 発生する見込みである。瓦礫類の表面線 量率は約 0.002mSv/h 以下であり、表面線量率に応じて定められた瓦礫類の一時保管エリ ア（J, 0, P1, V ）にて一時保管する</u>		

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付資料－<u>1 3</u> 滞留水移送設備に係る確認事項 (以下、省略)	添付資料－<u>1 1</u> 滞留水移送設備に係る確認事項 (以下、省略)	添付資料の番号繰り上げ

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
2.35 サブドレン他水処理施設 (中略) (中略) 添付資料-1  (c) 配置概要 図-1 サブドレン他水処理施設の全体概要図（3／4）	2.35 サブドレン他水処理施設 (中略) (中略) 添付資料-1  (c) 配置概要 図-1 サブドレン他水処理施設の全体概要図（3／4）	メガフロート、埋立区域、重機足場、浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(d) 配置概要 図－1 サブドレン他水処理施設の全体概要図（集水タンクの高台設置）（4／4） (以下、省略)	(d) 配置概要 図－1 サブドレン他水処理施設の全体概要図（集水タンクの高台設置）（4／4） (以下、省略)	メガフロート、埋立区域、重機足場、浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
2.44 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（増設雑固体廃棄物焼却設備） (中略) 添付資料－2  増設雑固体廃棄物焼却設備 図－1 増設雑固体廃棄物焼却設備の全体概要図 (以下、省略)	2.44 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（増設雑固体廃棄物焼却設備） (中略) 添付資料－2  増設雑固体廃棄物焼却設備 図－1 増設雑固体廃棄物焼却設備の全体概要図 (以下、省略)	重機足場、浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
2.50 ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設 (中略) (中略) 添付資料－1 (b) 配置概要（全体） 図－1 ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設の全体概要図（2／3）	2.50 ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設 (中略) (中略) 添付資料－1 (b) 配置概要（全体） 図－1 ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設の全体概要図（2／3） メガフロート、埋立区域、重機足場、浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更	

変更前

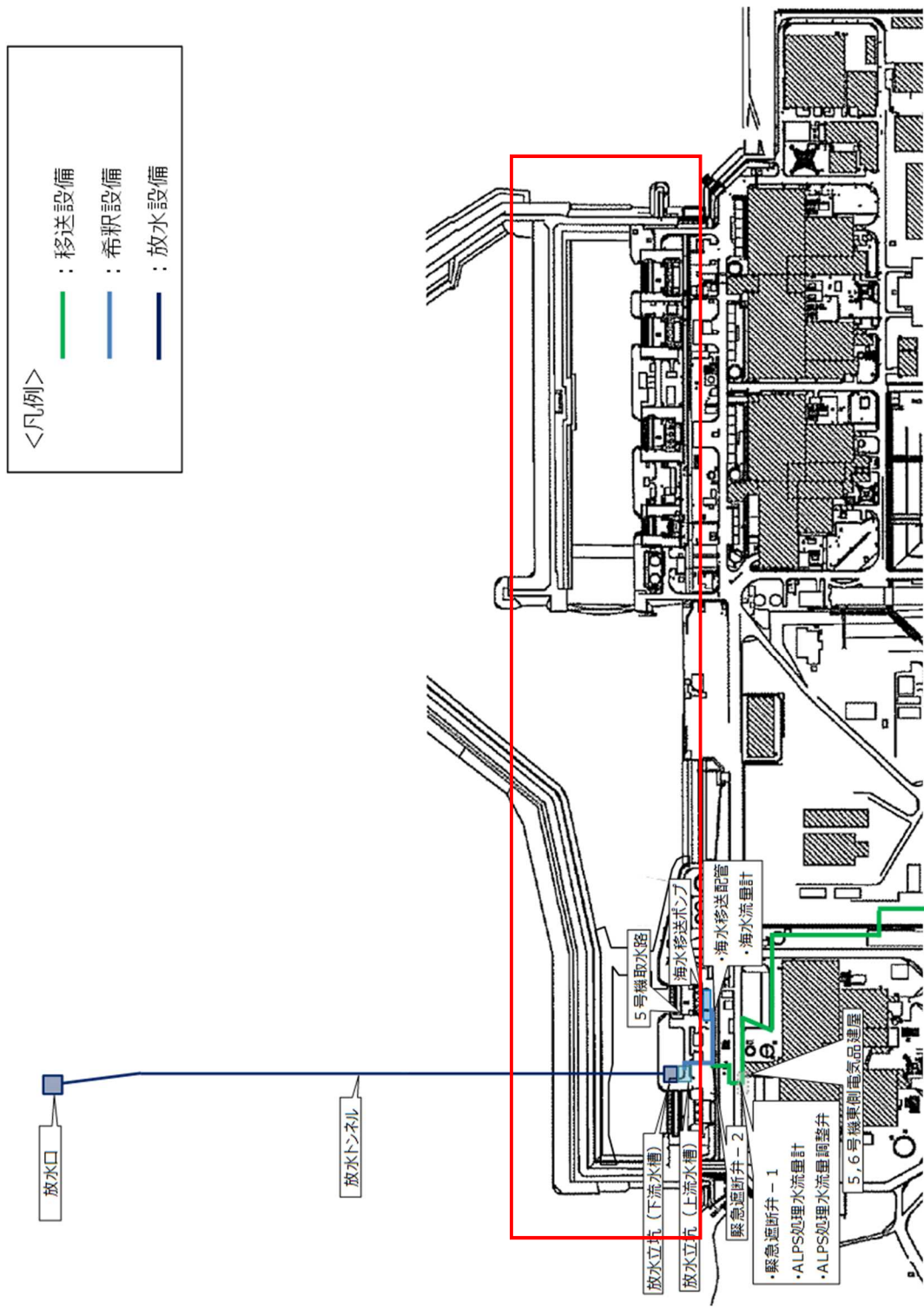


図-1 ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設の全体概要図 (3/3)

変更後

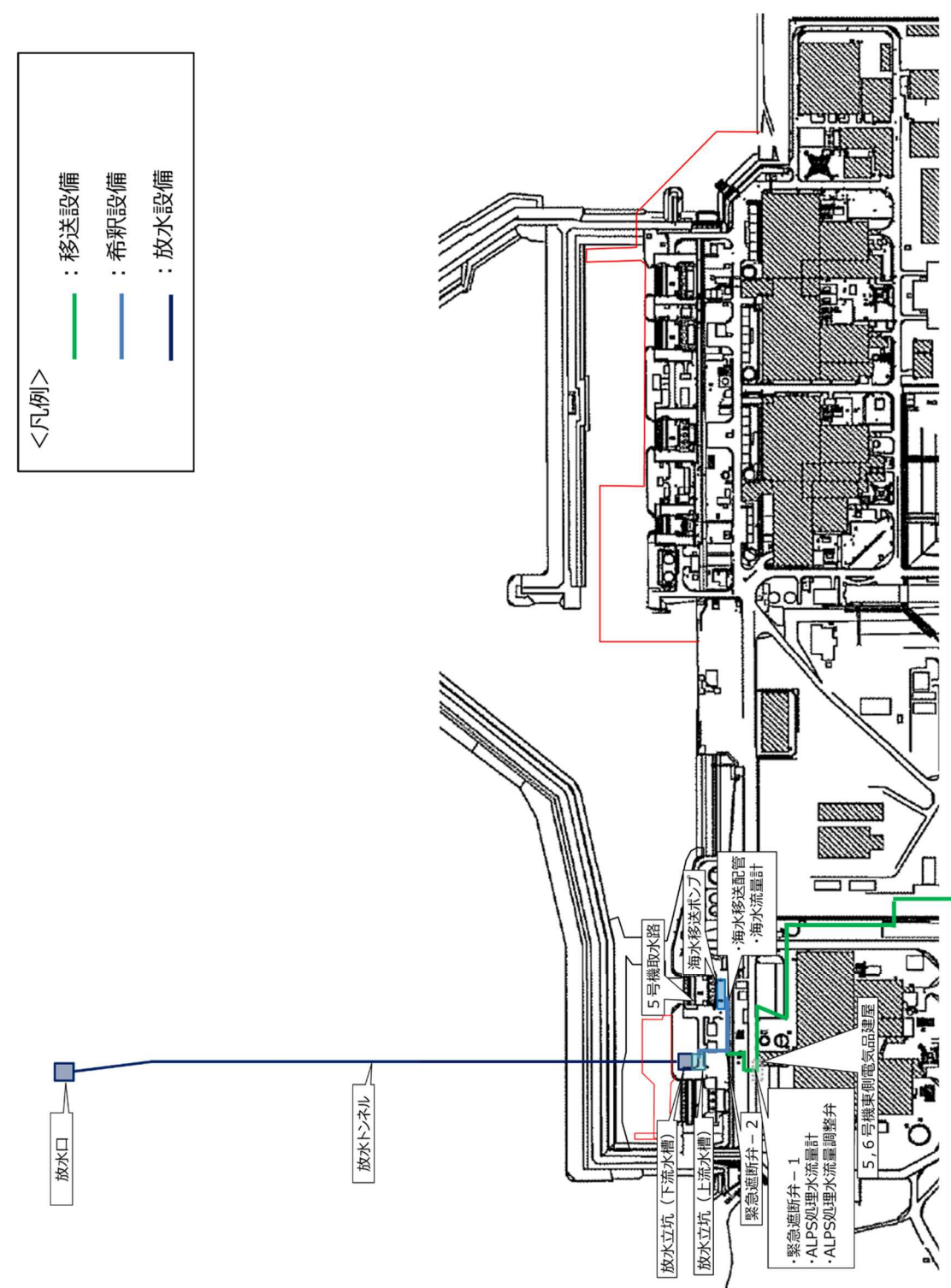
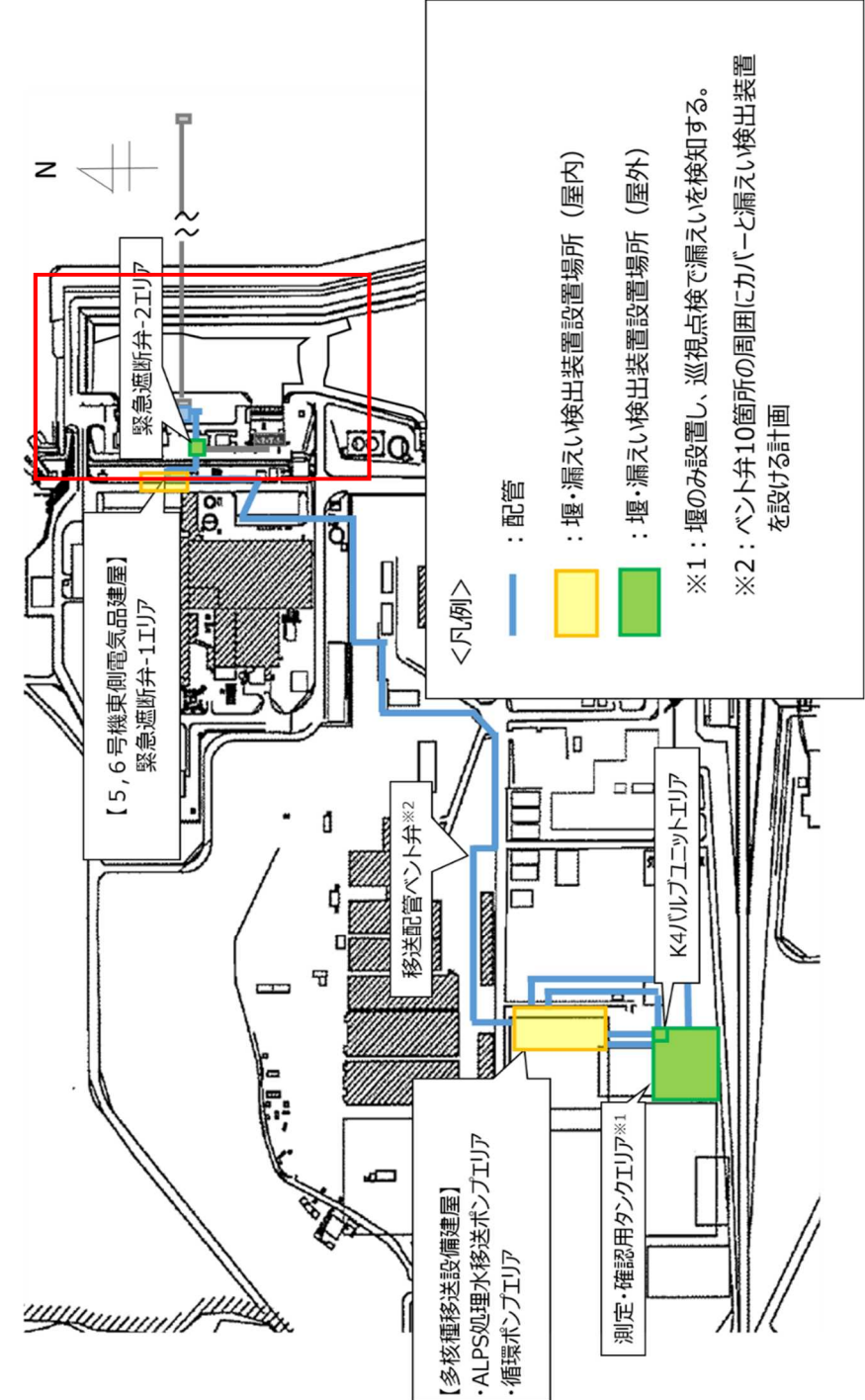
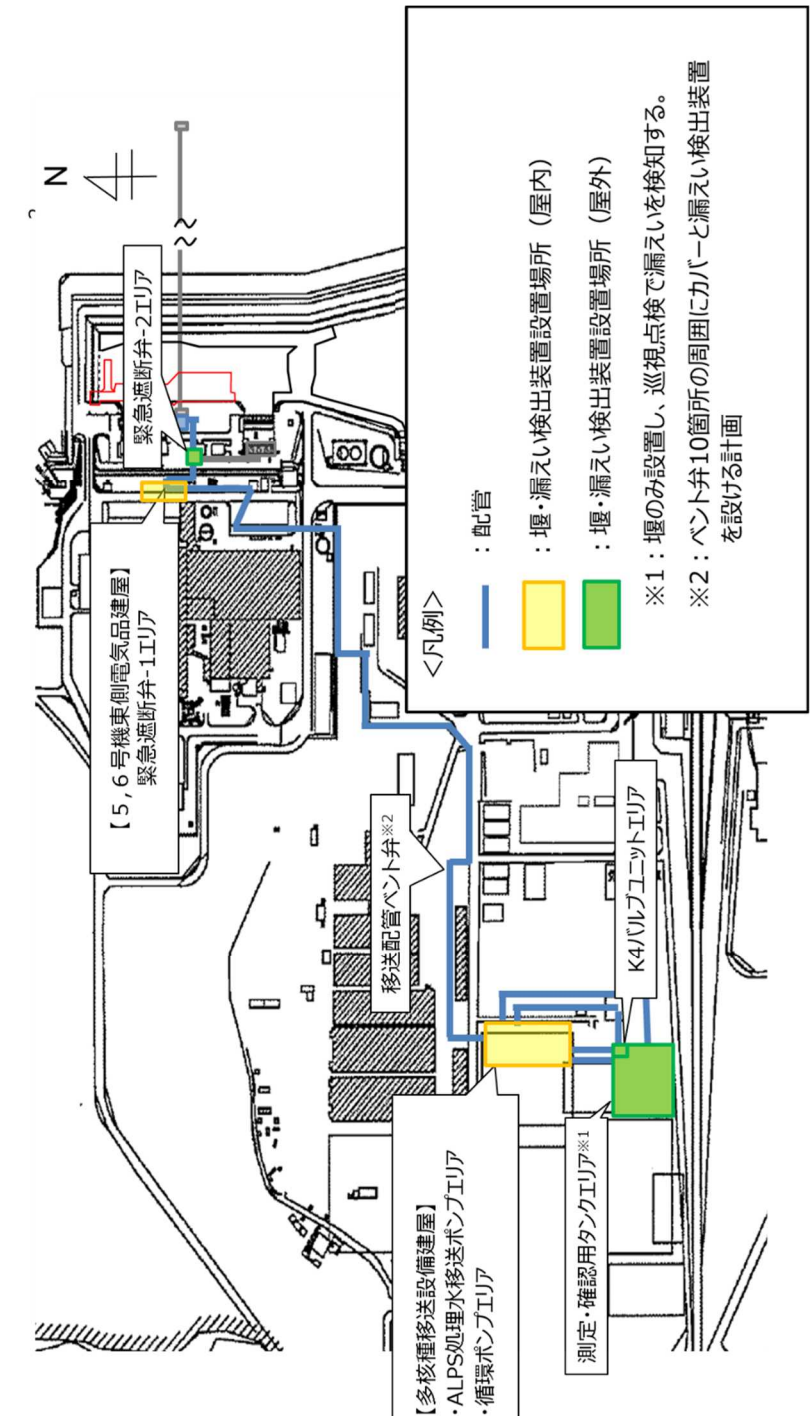


図-1 ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設の全体概要図 (3/3)

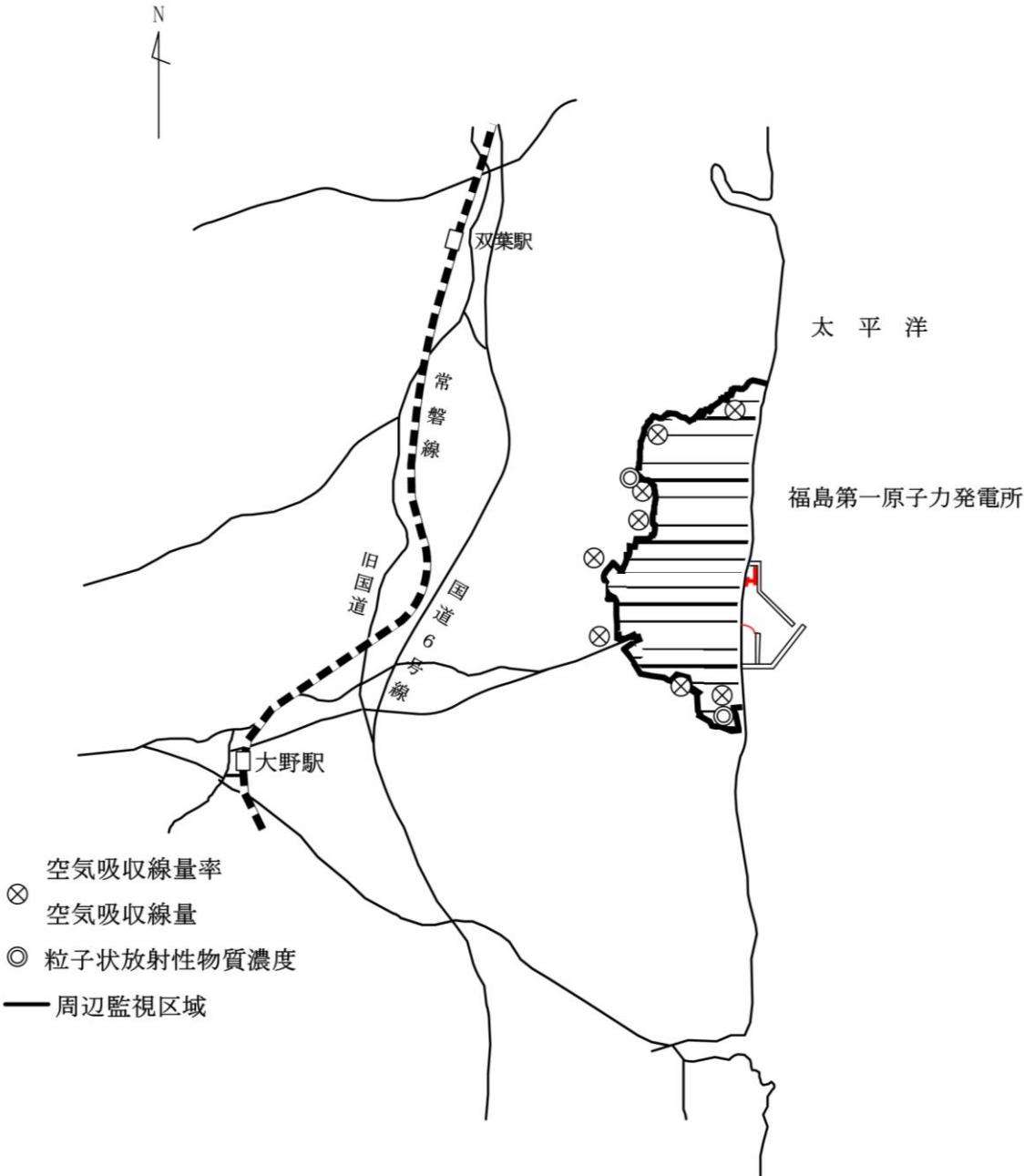
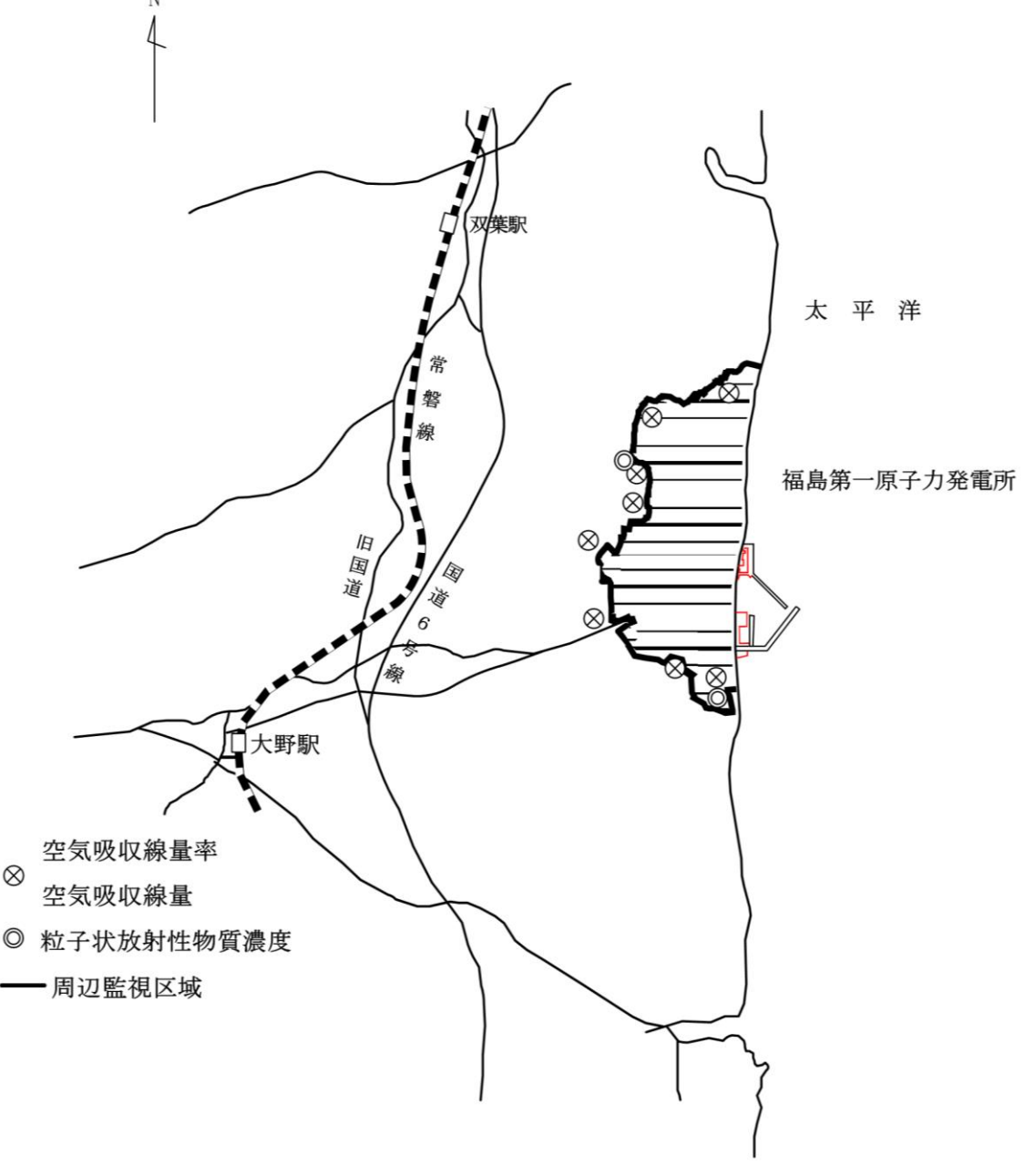
変更理由

メガフロート、埋立区域、重機足場、浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(中略) (以下、省略)  添付資料－4 別紙2 ALPS 処理水希釈放出設備の漏えい検出装置の設置位置	(中略) (以下、省略)  添付資料－4 別紙2 ALPS 処理水希釈放出設備の漏えい検出装置の設置位置	重機足場、浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（周辺監視区域） 第57条 周辺監視区域は、図57に示す区域とする。 2. 核セキュリティ運営管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げること等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。 図57 （中略）	（周辺監視区域） 第57条 周辺監視区域は、図57に示す区域とする。 2. 核セキュリティ運営管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げること等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。 図57 （中略）	メガフロート，埋立区域，重機足場，浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

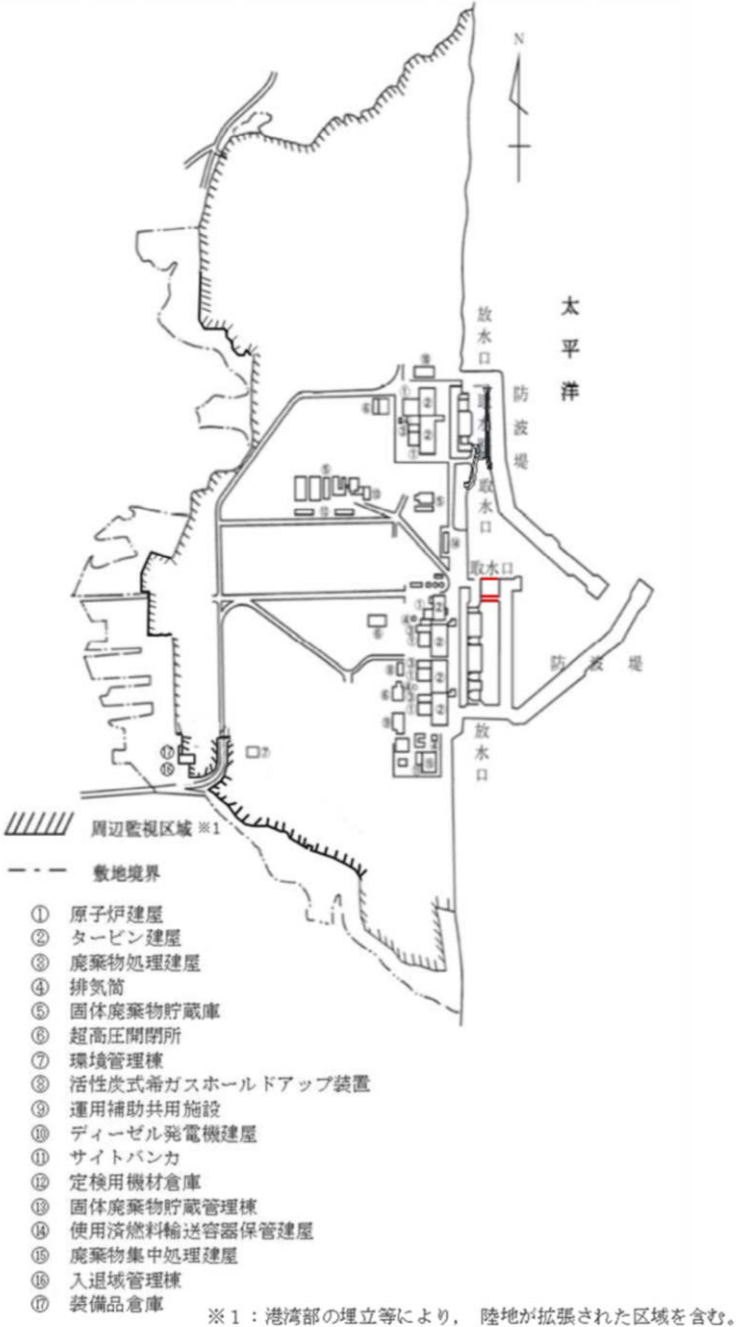
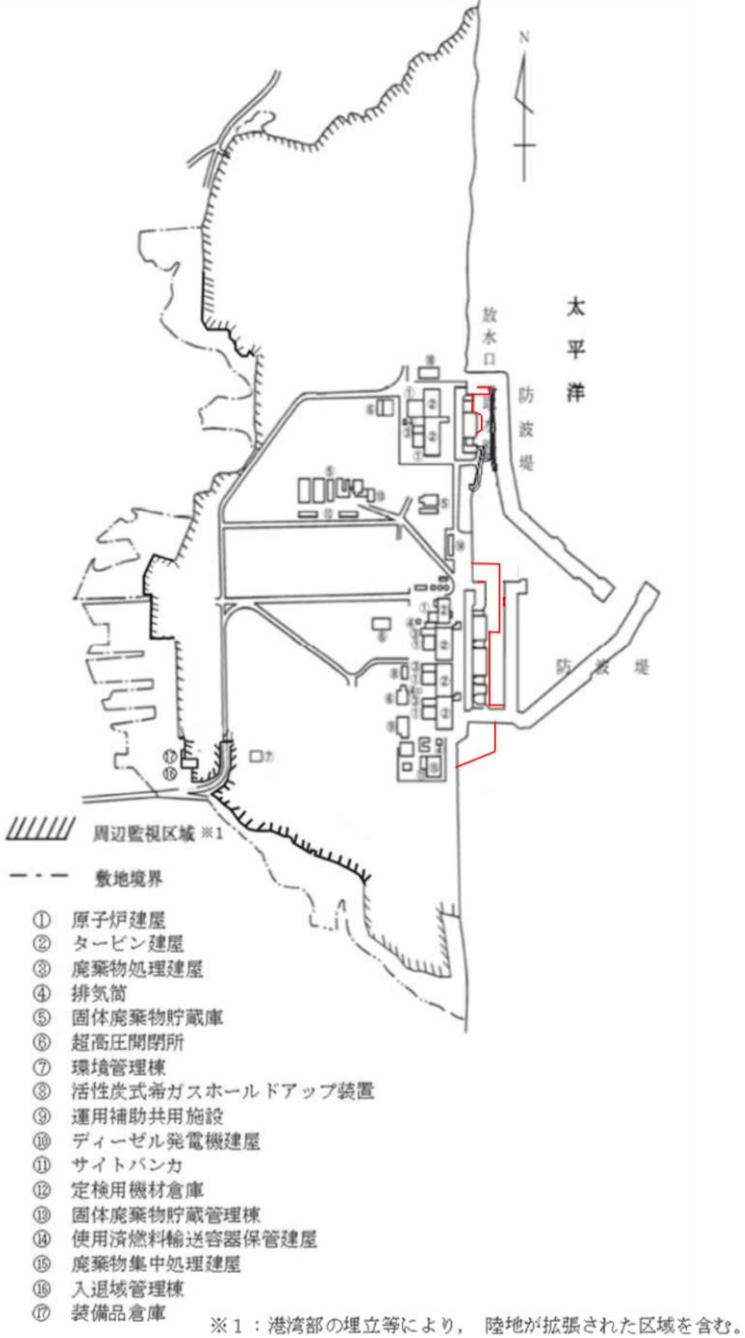
福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）				
変 更 前		変 更 後		変 更 理 由
（外部放射線に係る線量当量率等の測定） 第60条 各プログラム部長及び各GMは、表60－1及び表60－2（第48条第1項（2）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。 2．放出・環境モニタリングGMは、表60－1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図60に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。 3．放射線防護GMは、第1項の測定により、放出・環境モニタリングGMは、第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。 4．各プログラム部長及び各GMは、第1項に定める測定結果を放射線防護GMに連絡する。放射線防護GMは、測定結果を記入したサーベイマップを作成する。		（外部放射線に係る線量当量率等の測定） 第60条 各プログラム部長及び各GMは、表60－1及び表60－2（第48条第1項（2）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。 2．放出・環境モニタリングGMは、表60－1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図60に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。 3．放射線防護GMは、第1項の測定により、放出・環境モニタリングGMは、第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。 4．各プログラム部長及び各GMは、第1項に定める測定結果を放射線防護GMに連絡する。放射線防護GMは、測定結果を記入したサーベイマップを作成する。		変更なし
表60－1		表60－1		
場 所	測定項目	所管GM	測定頻度	
1．管理対象区域内 （管理区域内を含む） ※1	外部放射線に係る線量当量率	各プログラム部長及び各GM	放射線レベルに応じて	
		放射線防護GM※2	毎日運転中に1回	
	外部放射線に係る線量当量	放射線防護GM	1週間に1回	
	空気中の放射性物質濃度	放射線防護GM	1週間に1回	
	表面汚染密度	放射線防護GM	1週間に1回	
2．周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	放出・環境モニタリングGM	3ヶ月に1回	
	空気吸収線量率※3	放出・環境モニタリングGM	常時	
	空気中の粒子状放射性物質濃度	放出・環境モニタリングGM	3ヶ月に1回	
※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定				
※2：使用済燃料共用プールのエリアモニタ，使用済燃料乾式キャスク仮保管設備のエリアモニタ，2号炉燃料取り出し用構台のエリアモニタ，3号炉原子炉建屋5階のエリアモニタ及び4号炉原子炉建屋5階のエリアモニタにおいて測定する項目				
※3：モニタリングポストにおいて測定する項目				
表60－2		表60－2		
場 所	測定項目	所管GM	測定頻度	
汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	放射線防護GM	毎日1回	
	空気中の放射性物質濃度		（汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間）	
場 所	測定項目	所管GM	測定頻度	
汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	放射線防護GM	毎日1回	
	空気中の放射性物質濃度		（汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間）	

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
図 6 0  ⊗ 空気吸収線量率 ⊙ 空気吸収線量 ◎ 粒子状放射性物質濃度 — 周辺監視区域 (中略)	図 6 0  ⊗ 空気吸収線量率 ⊙ 空気吸収線量 ◎ 粒子状放射性物質濃度 — 周辺監視区域 (中略)	メガフロート，埋立区域，重機足場，浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更 図面の適正化

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附 則 附則（令和6年12月18日 原規規発第24121811号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和6年12月27日から施行する。</u> 2．第5条及び第42条の2については、放射性物質分析・研究施設第2棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和6年5月21日 原規規発第24052111号） （施行期日） 第1条 2．第4条及び第5条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （中略）	附 則 <u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u> <u>2．添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u> 附則（令和6年12月18日 原規規発第24121811号） （施行期日） 第1条 2．第5条及び第42条の2については、放射性物質分析・研究施設第2棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和6年5月21日 原規規発第24052111号） （施行期日） 第1条 2．第4条及び第5条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （中略）	

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (中略)	添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (中略)	メガフロート, 埋立区域, 重機足場, 浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (以下、省略)	添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (以下、省略)	メガフロート、埋立区域、重機足場、浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（周辺監視区域） 第98条 周辺監視区域は、図98に示す区域とする。 2. 核セキュリティ運営管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げること等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。 図98  （中略）	（周辺監視区域） 第98条 周辺監視区域は、図98に示す区域とする。 2. 核セキュリティ運営管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げること等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。 図98  （中略）	メガフロート、埋立区域、重機足場、浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

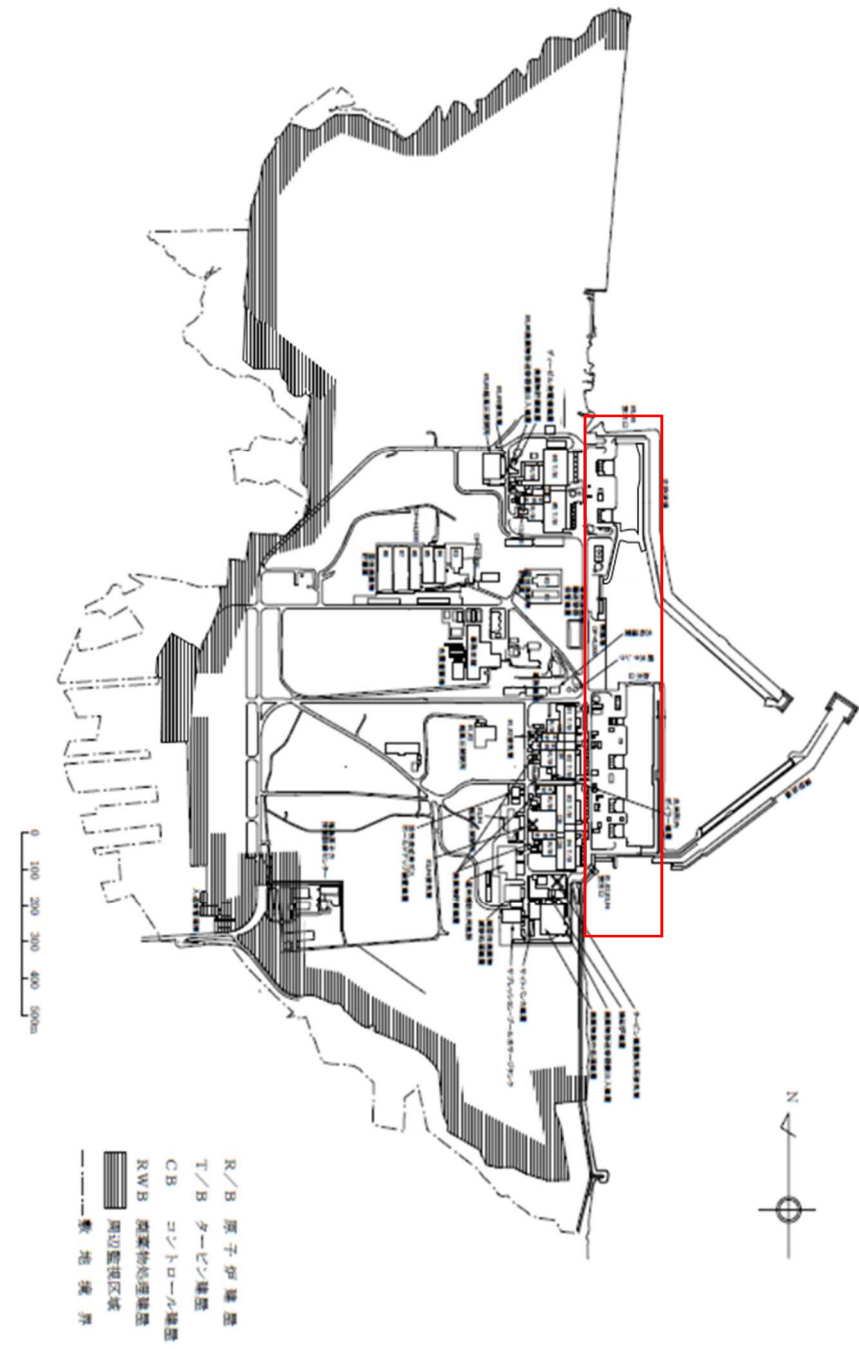
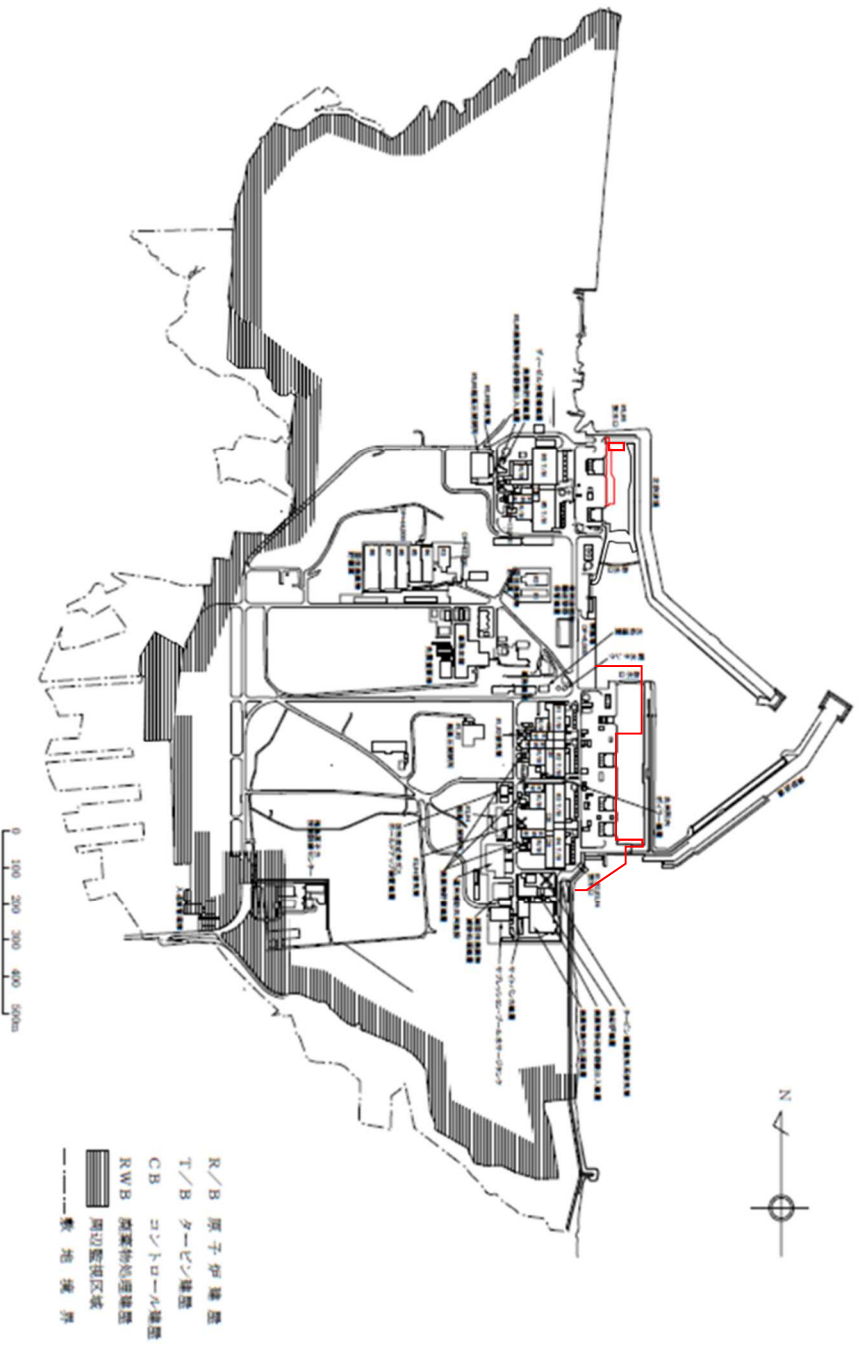
福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第２編）				
変 更 前		変 更 後		変 更 理 由
（外部放射線に係る線量当量率等の測定） 第１０１条 各プログラム部長及び各GMは、表１０１－１及び表１０１－２（第９３条の２第１項（２）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。 ２．放出・環境モニタリングGMは、表１０１－１に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図１０１に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。 ３．放射線防護GMは、第１項の測定により、放出・環境モニタリングGMは、第２項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。 ４．各プログラム部長及び各GMは、第１項に定める測定結果を放射線防護GMに連絡する。放射線防護GMは、測定結果を記入したサーベイマップを作成する。		（外部放射線に係る線量当量率等の測定） 第１０１条 各プログラム部長及び各GMは、表１０１－１及び表１０１－２（第９３条の２第１項（２）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。 ２．放出・環境モニタリングGMは、表１０１－１に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図１０１に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。 ３．放射線防護GMは、第１項の測定により、放出・環境モニタリングGMは、第２項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。 ４．各プログラム部長及び各GMは、第１項に定める測定結果を放射線防護GMに連絡する。放射線防護GMは、測定結果を記入したサーベイマップを作成する。		変更なし
表１０１－１		表１０１－１		
場 所	測定項目	所管 GM	測定頻度	
１．管理対象区域内(管理区域内を含む) ※ ^１	外部放射線に係る線量当量率	各プログラム部長及び各GM	放射線レベルに応じて	
		放射線防護GM※ ^２	毎日運転中に１回※ ^３	
	外部放射線に係る線量当量	放射線防護GM	１週間に１回	
	空気中の放射性物質濃度	放射線防護GM	１週間に１回	
	表面汚染密度	放射線防護GM	１週間に１回	
２．周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	放出・環境モニタリングGM	３ヶ月に１回	
	空気吸収線量率※ ^４	放出・環境モニタリングGM	常時	
	空気中の粒子状放射性物質濃度	放出・環境モニタリングGM	３ヶ月に１回	
※１：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定		※１：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定		
※２：５号炉及び６号炉のエリアモニタにおいて測定する項目		※２：５号炉及び６号炉のエリアモニタにおいて測定する項目		
※３：当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり、修理又は代替品の補充が速やかに実施できず、当該エリアの外部放射線に係る線量当量率が定められた頻度で測定できない場合は、他のエリアモニタの計測値で代替する。		※３：当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり、修理又は代替品の補充が速やかに実施できず、当該エリアの外部放射線に係る線量当量率が定められた頻度で測定できない場合は、他のエリアモニタの計測値で代替する。		
※４：モニタリングポストにおいて測定する項目		※４：モニタリングポストにおいて測定する項目		
表１０１－２		表１０１－２		
場 所	測定項目	所管 GM	測定頻度	
汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	放射線防護GM	毎日１回 （汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間）	
	空気中の放射性物質濃度			
汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	放射線防護GM	毎日１回 （汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間）	
	空気中の放射性物質濃度			

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
図101 ⊗ 空気吸収線量率 ⊙ 空気吸収線量 ◎ 粒子状放射性物質濃度 — 周辺監視区域 (中略)	図101 ⊗ 空気吸収線量率 ⊙ 空気吸収線量 ◎ 粒子状放射性物質濃度 — 周辺監視区域 (中略)	メガフロート，埋立区域，重機足場，浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更 図面の適正化

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附 則	附 則	
附則（令和6年12月18日 原規規発第24121811号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和6年12月27日から施行する。</u> 2．第5条については、放射性物質分析・研究施設第2棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	<u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2．添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u> 附則（令和6年12月18日 原規規発第24121811号） （施行期日） 第1条 2．第5条については、放射性物質分析・研究施設第2棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
附則（令和6年5月21日 原規規発第24052111号） （施行期日） 第1条 2．第4条及び第5条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	附則（令和6年5月21日 原規規発第24052111号） （施行期日） 第1条 2．第4条及び第5条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
（中略）	（中略）	

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (中略)	添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (中略)	メガフロート, 埋立区域, 重機足場, 浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

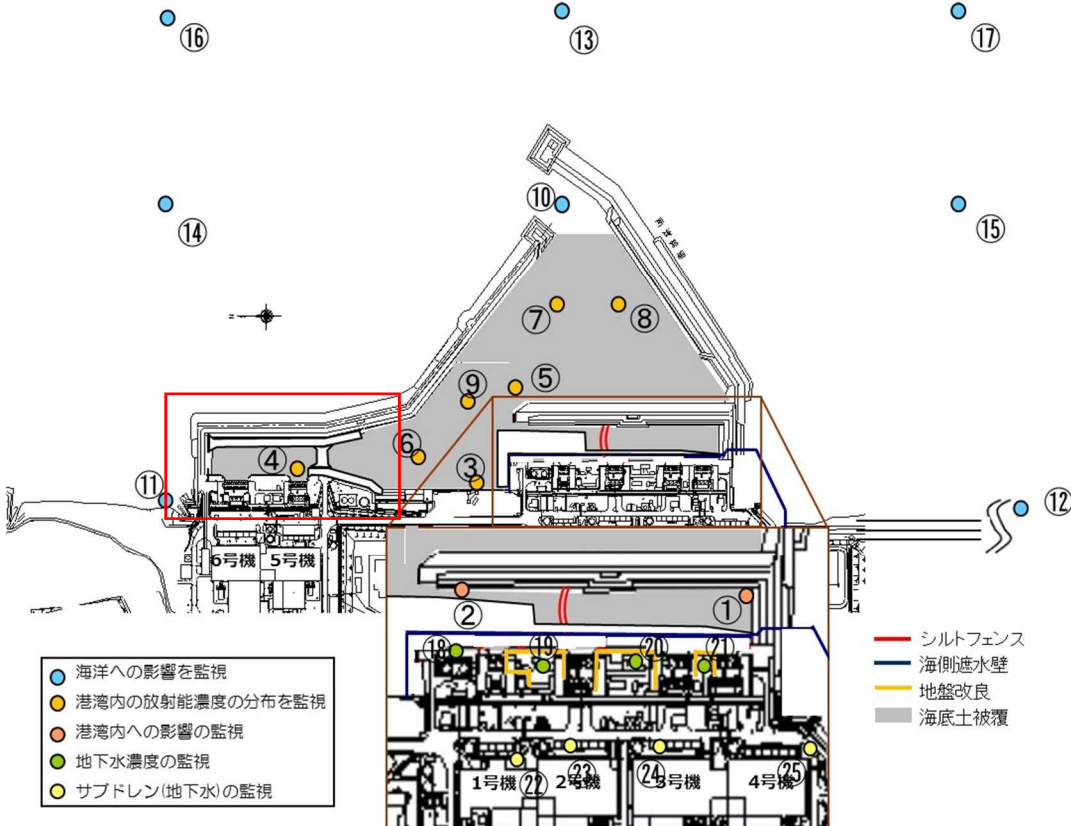
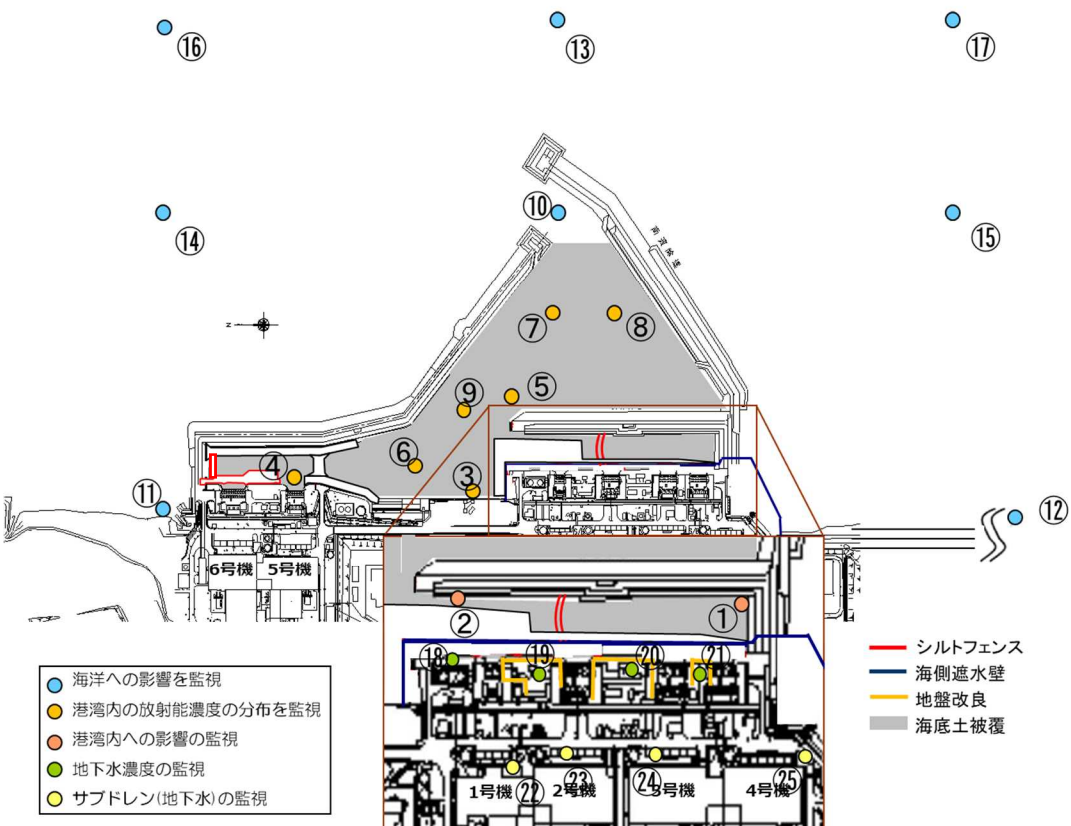
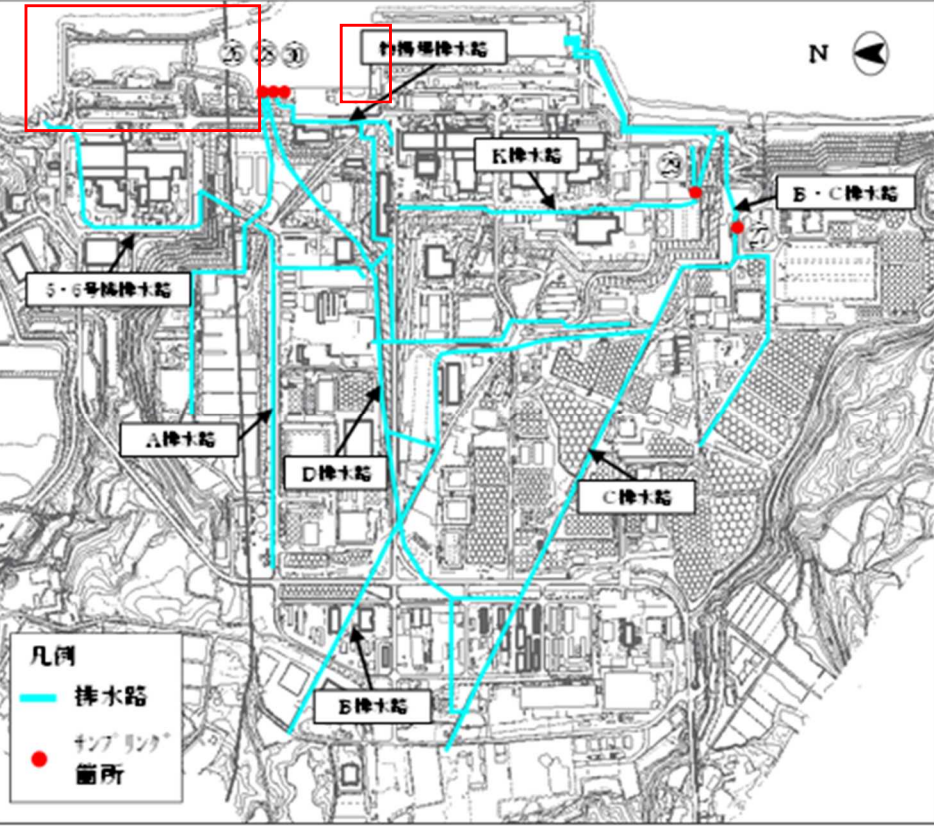
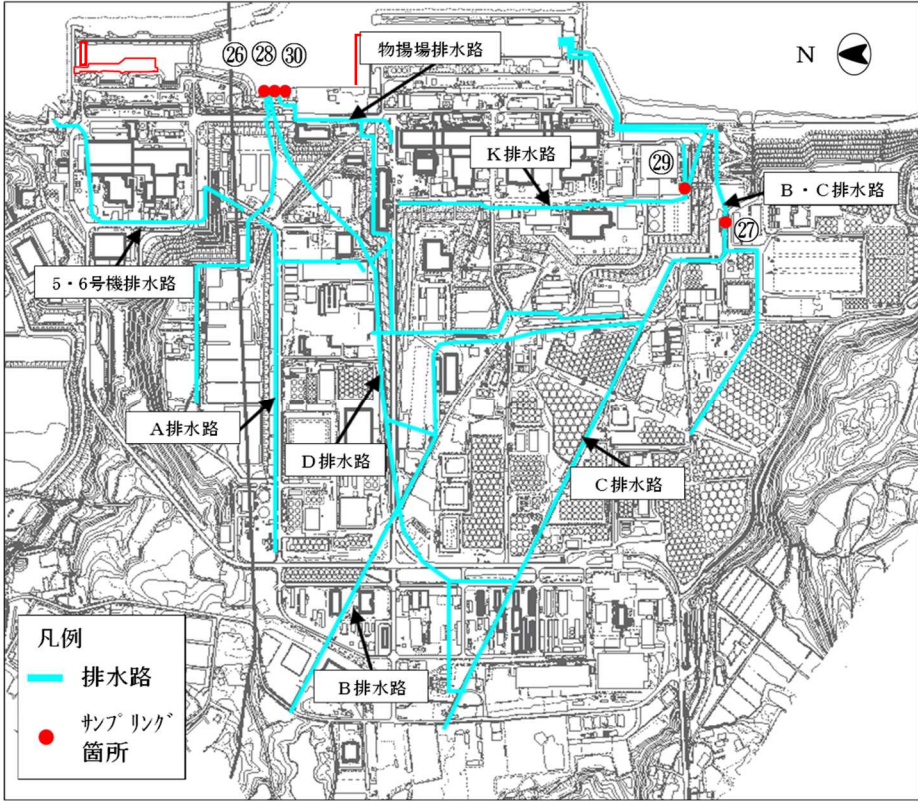
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (以下、省略)	添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (以下、省略)	メガフロート、埋立区域、重機足場、浚渫用栈橋の管理対象区域追加等に伴う図面の変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
3.1.2 放射線管理 (中略) 3.1.2.3 発電所における放射線管理 (中略)  図3. 1－1 周辺監視区域図 (以下, 省略)	3.1.2 放射線管理 (中略) 3.1.2.3 発電所における放射線管理 (中略)  図3. 1－1 周辺監視区域図 (以下, 省略)	メガフロート、埋立区域、重機足場、浚渫用栈橋の追加に伴う図面の変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
3.1.4 港湾内の海水、海底土、地下水及び排水路の放射性物質の低減 (中略) 3.1.4.3 低減対策の基本的考え方 (中略)	3.1.4 港湾内の海水、海底土、地下水及び排水路の放射性物質の低減 (中略) 3.1.4.3 低減対策の基本的考え方 (中略)	重機足場、浚渫用栈橋の追加に伴う図面の変更

図1 港湾内の海水、海底土及び地下水の放射性物質の低減対策

図1 港湾内の海水、海底土及び地下水の放射性物質の低減対策

変 更 前		変 更 後	変 更 理 由	
 図2 港湾内外海水及び地下水のモニタリング計画 (サンプリング箇所)		 図2 港湾内外海水及び地下水のモニタリング計画 (サンプリング箇所)		重機足場、浚渫用栈橋の追加に伴う図面の変更
 図3 排水路のモニタリング計画 (サンプリング箇所)		 図3 排水路のモニタリング計画 (サンプリング箇所)		

(中略)

(中略)

(中略)

(中略)

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
図 4 海水取水設備概念図 (以上)	図 4 海水取水設備概念図 (以上)	重機足場、浚渫用栈橋の追加に伴う図面の変更